



日本で最も美しい村

— 第2次 —

鶴居村

環境基本計画

HOKKAIDO TSURUI VILLAGE

令和3(2021)年12月

北海道
鶴居村



釧路湿原やタンチョウと共生する

『日本で最も美しい村』の実現に向けて

鶴居村は、北海道東部の釧路総合振興局管内のほぼ中央に位置し、村内には、ラムサール条約登録湿地である釧路湿原国立公園や、国の特別天然記念物であるタンチョウをはじめ、世界に誇れる貴重な自然があり、美しい四季の景観に包まれています。

先人から受け継いだこのすばらしい自然環境を未来に引き継いでいくことや、地球環境の保全に貢献していくため、平成 21（2009）年 3 月に「鶴居村環境基本条例」を制定し、この条例に基づき「第 1 次鶴居村環境基本計画」を策定して環境保全に関する各種施策を総合的に推進してまいりました。

しかしながら、近年の地球温暖化による気候変動は、世界各地で豪雨や干ばつなどの甚大な災害を引き起こし、さらには、野生動植物等の生態系にも影響を及ぼしています。これらの環境問題の解決に向けて、世界では「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択や「パリ協定」の発効など、国や地域を超えた取り組みが進められています。

また、令和 2（2020）年 10 月には、当時の菅首相が、脱炭素社会の実現を目指すことを表明し、その後、令和 3（2021）年 4 月には、国の 2030 年度における温室効果ガスの削減目標を 26%から 46%に引き上げる決定がなされ、温室効果ガスの削減は喫緊の課題となっています。

この度、新たに策定した「第 2 次鶴居村環境基本計画」では、SDGs の理念や国の温室効果ガスの削減目標等を踏まえ、「四季の詩が流れる大地 ～ともに生きる ともにつくる 美しい鶴居村～」を将来目標に、脱炭素社会の実現、美しい景観や生物多様性の保全などに取り組んでまいります。

「日本で最も美しい村」を実現するためには、村民、事業者、行政が絆を結び一丸となって推進することが重要です。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 3（2021）年 1 2 月

鶴居村長 大石 正行

も く じ

1	計画の趣旨	1	5	計画の推進に向けて	59
	（1）鶴居村環境基本計画とは	2		（1）計画の普及	60
	（2）環境に関する国内外の動向	3		（2）計画の推進	61
	（3）計画の構成	10		（3）計画の管理と見直し	62
	（4）計画推進の基本的な考え方	11			
2	鶴居村の環境の概況と課題	13	<資料>		63
	（1）鶴居村の環境の概況	14	（1）計画策定の過程		64
	（2）環境と共生するむらづくりの課題	19	（2）鶴居村環境審議会委員等名簿		65
3	計画の目標	21	（3）鶴居村環境基本条例		66
	（1）めざす姿	22	（4）鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例		71
	（2）3つの基本目標	23	（5）環境年表（環境保全に向けた世界と日本の主な歩み）		76
	（3）取り組みの体系	27			
4	環境との共生をめざすむらづくりの取り組み	29			
	基本目標Ⅰ 大切な地域の自然を守り、「美しい村」をつくろう	30			
	行動目標1 貴重な自然を守り、未来に伝えよう	30			
	行動目標2 多様な動植物を適切に保護、管理しよう	32			
	行動目標3 森を育て川を守り、環境保全・防災機能を高めよう	34			
	行動目標4 自然景観を守り、「美しい村」をつくろう	38			
	行動目標5 花と緑を広げ、ごみのないきれいな村をつくろう	40			
	基本目標Ⅱ 地球にやさしい暮らしと産業を広めよう	42			
	行動目標1 脱炭素社会をめざそう	42			
	行動目標2 ごみの減量と再利用を進めよう	44			
	行動目標3 環境と人にやさしい産業を広めよう	46			
	基本目標Ⅲ みんなで環境と共生するむらづくりを進めよう	50			
	行動目標1 自然に親しみ、環境について学べる場を充実させよう	50			
	行動目標2 環境を守る体制を整えよう	52			
	行動目標3 情報を発信し、ネットワークを広げよう	54			
	行動目標4 環境と共生する活動を通じて、地域の活力を高めよう	57			



1 計画の趣旨

用語の定義（意味）について

この計画では、以下の用語について、「鶴居村環境基本条例」が定めた定義（意味）に従うものとします。

- 「環境」とは、自然環境をはじめ、生活環境、歴史・文化的環境などをさします。
- 「地球環境」とは、地球全体、または村を超えた広い範囲の環境をさします。
- 「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響、環境を保全する上で支障となるおそれのあるものを意味します。
- 「公害」とは、環境への負荷のうち、事業活動や人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など、人の健康や生活環境に被害が生ずるものをさします。
- 「循環型社会」とは、廃棄物等の発生の抑制、資源の循環的な利用、廃棄物の適正な処分などにより、天然資源の消費を抑制し環境への負荷が低減される社会を意味します。

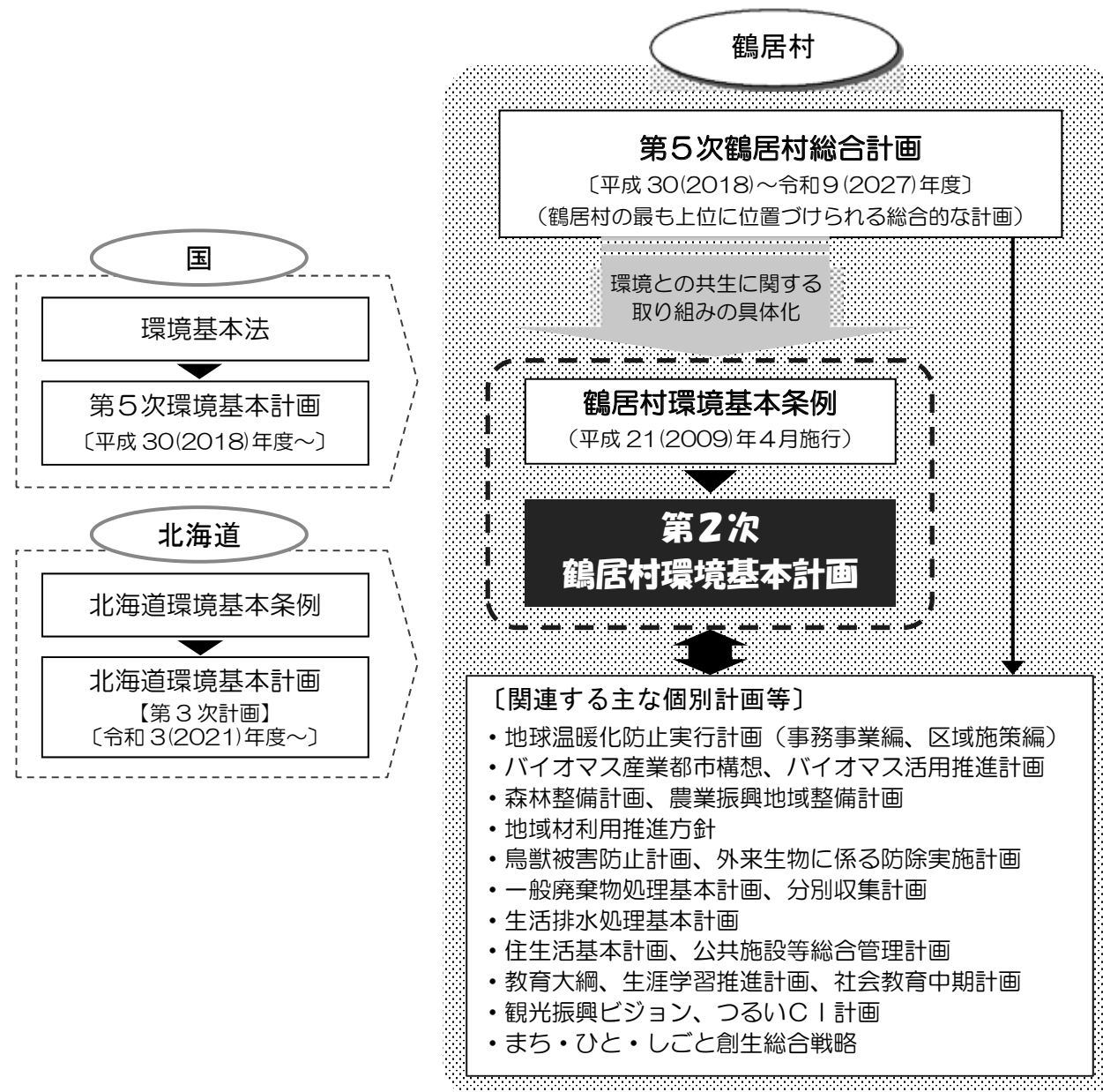
また、原則として、釧路湿原やタンチョウをはじめとする鶴居村（隣接地域を含む）の自然については「地域の自然」、村を超える広域的、地球規模的な環境は「地球環境」、そして、それらを合わせて「自然環境」と表現しています。

（１）鶴居村環境基本計画とは

「鶴居村環境基本計画」は、「鶴居村環境基本条例」（平成 21（2009）年 4 月施行）第 8 条に基づく、「環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」であり、また、村の最も上位の計画である「鶴居村総合計画」における環境との共生に関する取り組みを具体化するための個別計画にあたるものです。

そしてこの計画は、現在、世界的に大きな問題となっている地球温暖化への対応をはじめ、地球環境の保全に地域から積極的に取り組むとともに、釧路湿原やタンチョウをはじめとする村の優れた自然や美しい景観を守り育てることによって、村民の生活をより快適でおいしい豊かなものにすること、さらには、環境と共生しながら地域の活力を高めていくことを目的としています。

本計画は、平成 23（2011）年度にスタートさせた第 1 次にあたる「鶴居村環境基本計画」の期間が令和 2（2020）年度をもって完了することから、それを引き継ぐものとして「第 2 次鶴居村環境基本計画」と称します。



（２）環境に関する国内外の動向

空気や水、土、そしてそこに生息する動植物などの自然環境は、人々が生きていくための最も重要な要素であり、すべての人たちが共有の財産です。人々の心身の健康を維持するために、良好な自然環境は必要不可欠なものとと言えます。

しかし、世界の人口が急増し、各地でさまざまな社会的活動が活発化することで、森林や湿地帯（湿原、干潟など）の減少、大気や水質の汚染、気候変動、生態系の変化や生物多様性の低下（野生動植物の種の減少）など、環境に大きな影響をもたらしてきました。

特に、二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの排出が主な要因とされる地球温暖化への対応が大きな課題となるとともに、マイクロプラスチック問題への対応を含む循環型社会づくりが急がれるなど、さまざまな環境問題に対する国内外の動きが活発化しています。

【国際社会の動き】

①脱炭素社会（地球温暖化への対応）

地球温暖化問題が深刻化するなか、平成 27（2015）年、フランスで開催された国連気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議（COP21）において、「京都議定書」（平成 9（1997）年）以来の新たな枠組となる「パリ協定」が採択されました。これは、気候変動の抑制を目標とする国際的な協定で、条約に加盟するすべての国に努力義務を求めるものです。

「パリ協定」における目標は、産業革命前からの平均気温の上昇を 2 度未満に抑制することとされ、平成 30（2018）年の国連の気候変動に関する政府間パネルにおいては、さらにリスクの低い気温上昇幅 1.5 度未満に抑制するために、令和 32（2050）年までに温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量を実質ゼロにすることが必要と報告されました。

「パリ協定」の締約国は、令和 2（2020）年以降の温室効果ガス削減目標を定めるとともに、「長期低排出発展戦略」を提出することが義務づけられています。

②生物多様性（野生動植物の種の保全）

国連の生物多様性条約は、ラムサール条約やワシントン条約など特定の地域や種の保全だけでは保全が困難との認識から、包括的な枠組として平成 4（1992）年に締結されました。

平成 22（2010）年に名古屋市で行われた第 10 回締約国会議（COP10）では、生物多様性の損失を止めるための「愛知目標」が定められました。この「愛知目標」は令和 2（2020）年が目標年次であることから、令和 3（2021）年 10 月に中国の昆明で開催された第 15 回締約国会議（COP15）【第 1 部】では、今後の新たな目標設定に向けた「昆明宣言」が採択され、令和 4（2022）年 4～5 月に開催予定の締約国会議（COP15）【第 2 部】において「ポスト 2020 生物多様性枠組（ポスト愛知目標）」が決定される見通しです。

これに先立ち、生物多様性条約事務局から公表された「ポスト 2020 生物多様性枠組 0.2 ドラフト」（ポスト愛知目標の草案）には、生物多様性の 5 つの脅威（土地利用、外来生物、汚染、乱獲、気候変動）への対策が盛り込まれています。また、中間目標年（マイルストーン）を令和 12（2030）年とし、「持続可能な開発目標（SDGs）」と整合させるとともに、令和 32（2050）年の長期目標（ゴール）を定めています。

③持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、「われわれの世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、環境問題を含む世界的な課題の解決をめざすこととしています。

アジェンダは、令和 12（2030）年までに達成すべき 17 の目標（ゴール）からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げ、すべての国連加盟国に目標が適用されます。

目標のなかには、「7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」をはじめ、環境問題に関連する多くの目標が含まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール（目標）…国連開発計画（UNDP）



資料：国際連合広報センター

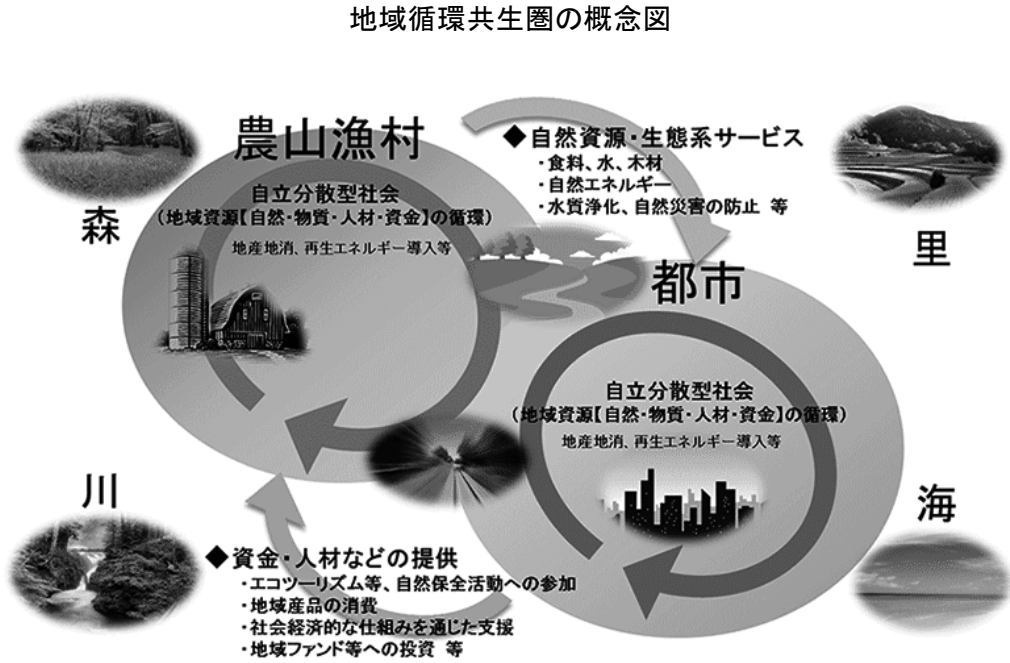
【日本の動き】

①第 5 次環境基本計画

日本では、従来の公害対策にとどまらない、幅広い環境保全に関する新しい理念と基本的な方針を定めた「環境基本法」を平成 5（1993）年に制定し、これに基づき、環境保全に関する最も基本的な計画である「環境基本計画」を 6 年ごとに策定しています。

平成 30（2018）年に閣議決定された現行の「第 5 次環境基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上の具体化が重要視され、持続可能な循環共生型の「環境・文明社会」の実現をめざすこととしています。そして、都市や農山漁村の各地域がそれぞれの特性を生かした強みを発揮し、相互が補完し支え合う自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」という考え方が示されました。

また、環境・経済・社会の統合的向上の具体化については、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も活用し、新たな成長につなげていくこととしています。



資料：環境省

「第 5 次環境基本計画」の 6 つの重点戦略

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

②脱炭素社会（地球温暖化への対応）

地球温暖化に対する各国の取り組みが求められるなか、国は「京都議定書」の採択を受け、平成 10（1998）年に「地球温暖化対策推進法」を施行するとともに、「パリ協定」の採択を受け、平成 28（2016）年には、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」を策定しました。

この間、「パリ協定」に向けた温室効果ガスの具体的な削減目標として、平成 27（2015）年に政府の地球温暖化対策推進本部は、「2030 年度に、2013 年度比 26%削減」の約束草案を決定しました。

しかしその後、地球温暖化に伴う諸問題が拡大し、各国の対策強化が求められるなか、令和 2（2020）年 10 月に、菅首相（当時）が臨時国会の所信表明演説において、「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）にする。」と、脱炭素社会の実現をめざすことを表明しました。これを受けて政府は、令和 3（2021）年 4 月に、2030 年度における削減目標を 46%（2013 年度比）に引き上げることを決定し、気候変動サミットにおいて新たな目標を表明しました。この新たな削減目標も踏まえ、令和 3（2021）年 10 月には、「地球温暖化対策計画」が改訂されました。

「地球温暖化対策計画（令和 3 年改訂）」における温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO ₂		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等 4 ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

資料：環境省

③生物多様性（野生動植物の種の保全）

生物多様性保全への国際的な動向を受けて、国では、平成 7（1995）年に最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、平成 20（2008）年には「生物多様性基本法」を施行しました。

「生物多様性国家戦略」は、これまで4回の改訂が行われ、現行の戦略は、平成 24（2012）年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」ですが、現在、国連の生物多様性条約事務局が公表した「ポスト 2020 生物多様性枠組 0.2 ドラフト」（ポスト愛知目標の草案）などを踏まえ、新たな戦略の検討が進められています。

また、平成 15（2003）年には、損なわれた自然環境を取り戻し、生物多様性を確保して自然と共生する社会づくりをめざす「自然再生推進法」が施行され、これに基づき、鶴居村を含む関係行政機関や団体、地域住民などで構成する「釧路湿原自然再生協議会」が設立され、釧路湿原の自然再生の取り組みが継続的に進められています。

④循環型社会

平成 13（2001）年には、貴重な資源を効率的に利用していく循環型社会の形成と地球温暖化への対策を重点とする「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを受けて、現在までに 4 次につながる「循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。このほか、「廃棄物処理法」や「資源有効利用促進法」、物品別のリサイクル法、「グリーン購入法」など、循環型社会づくりに関連する法律の施行・改正が進められてきました。

特に近年、国際的に廃棄物の排出抑制や資源循環、マイクロプラスチック問題がクローズアップされ、令和元（2019）年には、「プラスチック資源循環戦略」と「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されたほか、食品廃棄物の削減に向けた「食品ロス削減推進法」も施行されました。

⑤電力の安定供給

近年、大規模な地震・津波や集中豪雨、暴風雪などによる停電や、季節的に電力需給が逼迫する事態が多発しています。北海道においても、平成 30（2018）年の胆振東部地震に伴い道内全域で電力供給が停止するブラックアウトを経験し、電力の重要性が広く再認識されました。

脱炭素社会づくりの観点から化石燃料による発電は縮小の方向にあり、原子力発電も安全性を不安視する見方があり、国では、再生可能エネルギーの拡大に取り組んでいます。

また、発電システムについては、災害や事故発生時のリスクを鑑み、これまでの大規模集中型から自立分散型の発電システムへの転換が提唱されるとともに、緊急時に地域間で電力を融通できる広域的な送電システムを構築することとしています。

自立分散型発電システムの構築においては、各地域の特性や資源に応じて再生可能エネルギーを積極的に導入していくことが求められる一方、風力発電や太陽光発電に対しては、自然環境や人々の生活面への影響にも配慮が求められています。

⑥新型コロナウイルス感染症の拡大

令和 2（2020）年には、中国から広がった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）がまたたく間に世界中に拡大し、2 年が経過した今も終息の目途がたっていません。わが国でも、令和 3（2021）年 7～9 月に過去最多の感染者数を記録した「第 5 波」に見舞われ、医療崩壊に直面したほか、人々の生活や社会経済に深刻な影響ももたらされました。

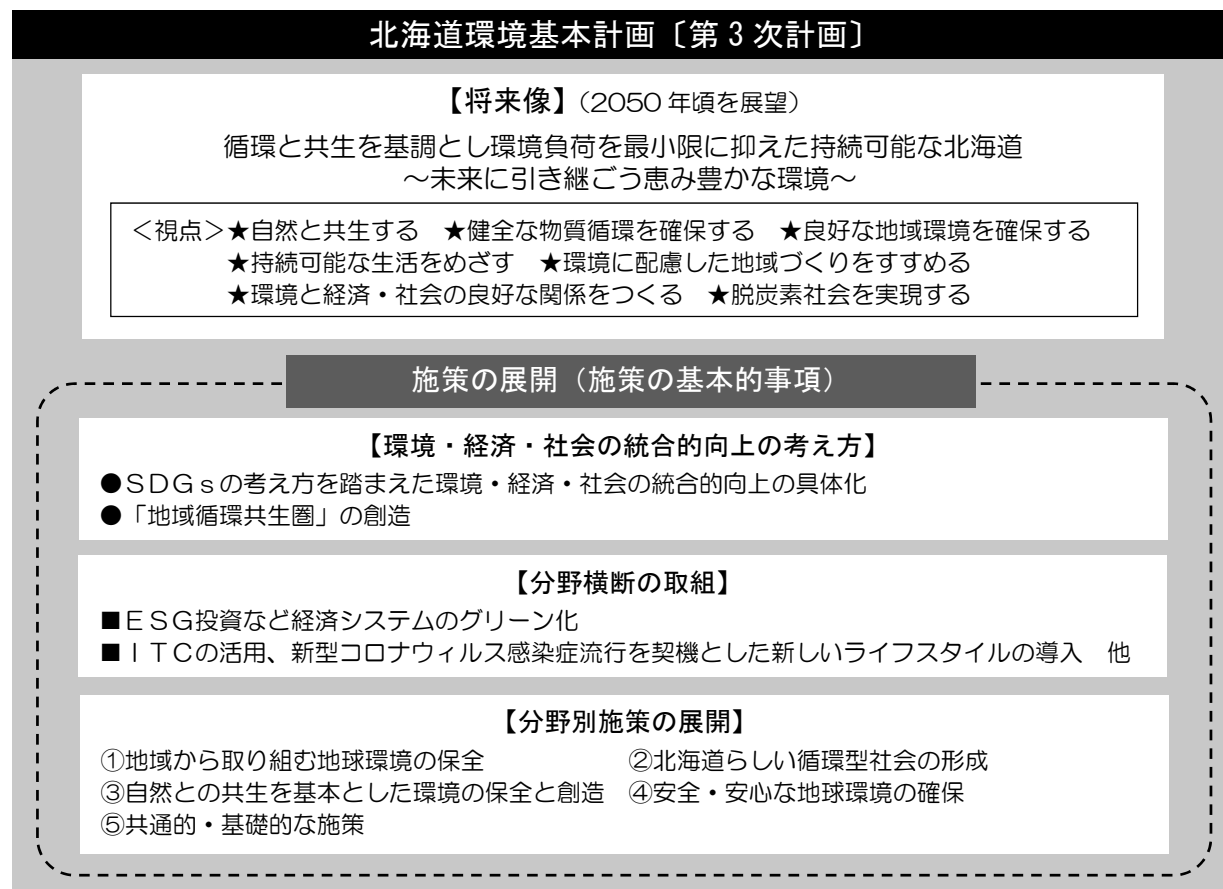
政府は、「3 密（密集、密接、密閉）」の回避、外出や移動、経済活動の制限、テレワークや「新しい生活様式」の普及などを求め、今後も当面の間は、基本的な感染予防対策を継続することが必要と言われています。

この間、オンライン化やリモート化が進んだことも追い風となり、「密」ではない地方でのテレワークやワーケーション、移住などを考え、実行する都市住民もみられ、新たな人の動きが生まれています。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、環境保全に関する活動への影響も懸念される一方で、空間的なゆとりがあり、豊かな自然環境を有する地域に、新たな可能性が生まれています。

【北海道の動き】

北海道においても、国の「環境基本法」を受けて、平成８（１９９６）年に「北海道環境基本条例」を施行し、それに基づき「北海道環境基本計画」を策定しています。

令和 3（2021）年度を始期とする「北海道環境基本計画〔第 3 次計画〕」は、2050 年頃を展望した将来像を『循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～』と定めています。（計画期間は概ね 10 年）



〔環境保全に関連する主な国際条約と日本の法律〕

名 称（略称）	趣 旨
■国際条約	
気候変動枠組条約 （パリ協定）	温室効果ガス濃度の安定化と気候の保護 （温室効果ガスの排出削減目標の設定）
生物多様性条約	地球上の多様な生物と生息環境の保全
ワシントン条約	絶滅が危惧される野生動植物の国際取引の規制
ラムサール条約	湿地および湿地で生息する動植物の保全
2国間渡り鳥条約	国境を越えて生息する渡り鳥の保護
世界遺産条約	世界の文化的・自然的遺産の保護
水俣条約	水銀や水銀使用製品の製造、輸出入、廃棄に関する規制
■日本の法律	
環境基本法	環境保全に関する総合的な基本法
自然環境保全法	自然環境の保全に関する基本的事項の規定
自然公園法	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の保護と管理
自然再生推進法	過去に損なわれた自然環境の再生事業の推進
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本法
鳥獣保護管理法	鳥獣の保護、繁殖と適正な管理
文化財保護法	天然記念物を含む文化財の保護
地球温暖化対策推進法	日本の地球温暖化対策の基本的な枠組
気候変動適応法	気候変動の影響による被害の防止・軽減
省エネ法	省エネルギーの推進（燃料、熱、電気）
再生可能エネルギー特措法	再生可能エネルギーの普及促進（固定価格買取制度）
バイオマス活用推進基本法	バイオマス活用の推進に関する基本法
循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理やリサイクルに関する基本法
廃棄物処理法	廃棄物の排出抑制と適正な処理（リサイクルを含む）
資源有効利用促進法	3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
物品別のリサイクル法	物品別のリサイクルの推進（容器包装、家電、食品など）
グリーン購入法	環境に配慮されたものの購入促進
食品ロス削減推進法	国民運動としての食品ロスの削減
エネルギー政策基本法	エネルギーの需給政策に関する基本法
国土利用計画法	土地を計画的に利用するための規定、土地取引の規制
森林法、農振法、河川法	森林、農地、河川の整備と保全
水質汚濁防止法	公共用水域や地下水の水質汚濁の防止
海岸漂着物処理推進法	海岸・海洋の環境や景観を保全するための海岸漂着物の処理と発生抑制（マイクロプラスチック対策を含む）
環境教育等促進法	国民の環境保全に対する意識や意欲の向上

(3) 計画の構成

この計画は、大きくは5つの項目で構成し、それぞれ次のような内容を示しています。

〔 計画の構成と内容 〕

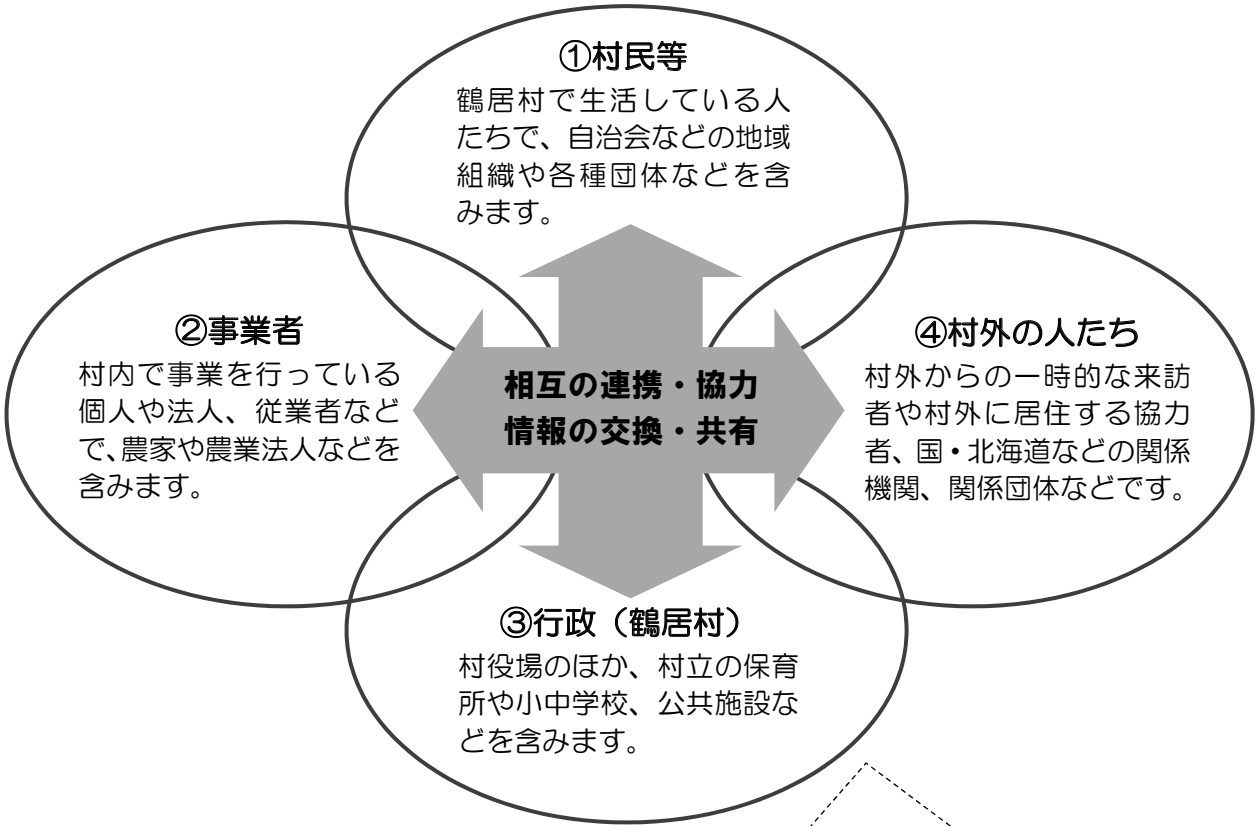
1 計画の趣旨	計画策定の目的や環境に関する国内外の動向などを確認するとともに、計画全体の構成と推進に関する基本的な考え方を示します。
2 鶴居村の環境の概況と課題	鶴居村の環境や、環境との共生に関する取り組み状況の概況を示すとともに、環境との共生に向けた今後の課題をまとめます。
3 計画の目標	環境と共生するむらづくりを進めていく基本的な方針と、この計画全体の将来目標を定めます。また、将来目標を実現していくための3つの基本目標と、合計12の行動目標を定めます。
4 環境との共生をめざすむらづくりの取り組み	村民と行政が共通の目標に向かって活動や事業を進めていくため、村（行政）の施策や村民が取り組むべき内容を体系的に示します。
5 計画の推進に向けて	この計画の推進、管理、見直しの方法などについて示します。

なお、この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としますが、計画の推進状況や取り巻く社会情勢の変化などにより、必要に応じて後期計画期間の取り組み内容を見直すこととします。

(4) 計画推進の基本的な考え方

この計画は、鶴居村で生活している「①村民等（各種団体などを含む）」、村内で事業を行っている「②事業者（農家を含む）」、そして「③行政（鶴居村）」がそれぞれ役割を担い、協力して取り組むほか、来訪者や関係機関・団体などを含めた「④村外の人たち」との4者のパートナーシップにより進めていきます。

〔 計画の主体（4者のパートナーシップ） 〕



※村外に居住し、鶴居村に通勤等で就業している人も、就業時は村の生活者としての側面があるので、「①村民等」に含みます。
※上記の4つの主体については、1人で複数の主体としての役割を持つことがあります。例えば、鶴居村で生活し、事業を行っている人の場合は、生活者の立場としては「①村民等」、事業活動の面では「②事業者」の2面性があります。同じように、農家の方も「①村民等」と「②事業者」、役場職員は「①村民等」と「③行政」の2面性があります。



2 鶴居村の環境の概況と課題

(1) 鶴居村の環境の概況

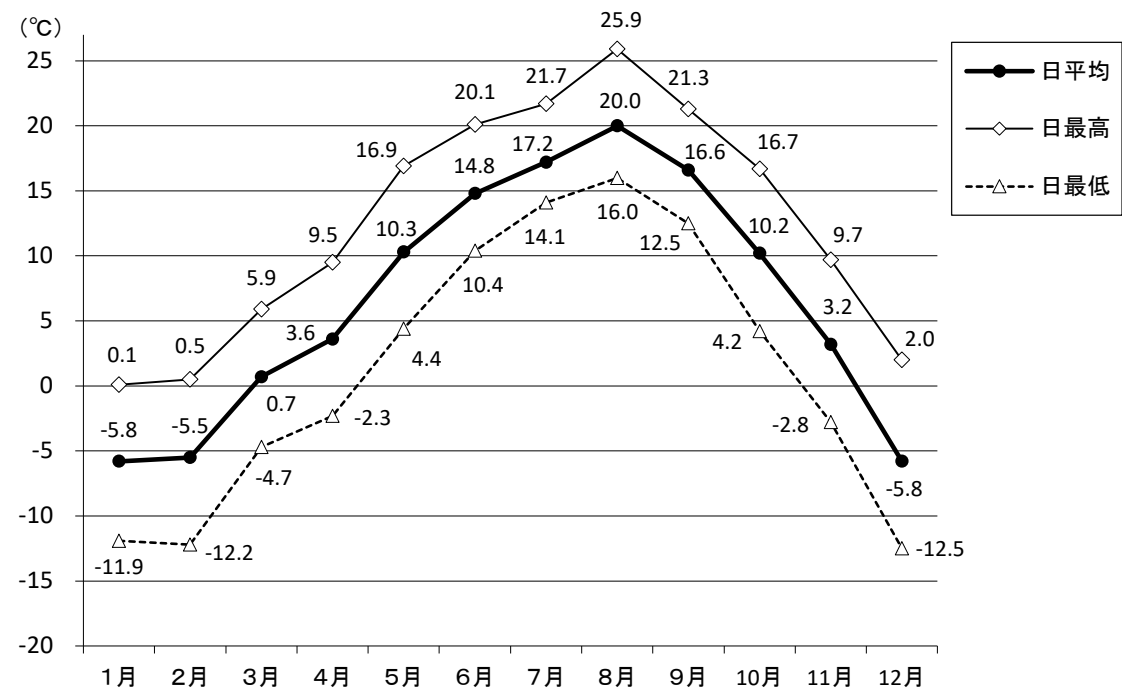
①立地、土地、気象

鶴居村は、北海道東部の釧路管内のほぼ中央、雄阿寒岳東南の山麓に位置し、東は標茶町、北西は釧路市阿寒町と弟子屈町、南は釧路湿原をはさんで釧路市と釧路町に接しています。

村の総面積は571.8km²で、およそ3分の2が森林で占められているほか、釧路川水系の雪裡川、幌呂川、久箸呂川の流域には優良な酪農地帯が広がっています。標高は、最高が阿寒山麓の原始林帯で812m、最低が南部の湿原地帯で3.6mと、800m以上の標高差があります。

気候は冷涼で、年間の平均気温は6℃前後、年間の降水量は1,000～1,300mm程度です。夏季は釧路沖で発生する海霧（ガス）に覆われることもあります。冬季の雪は少なく、比較的晴天に恵まれます。また、夏は南から、冬は北西からの季節風がみられます。

令和2(2020)年の月別平均気温（観測地：鶴居）



②自然環境

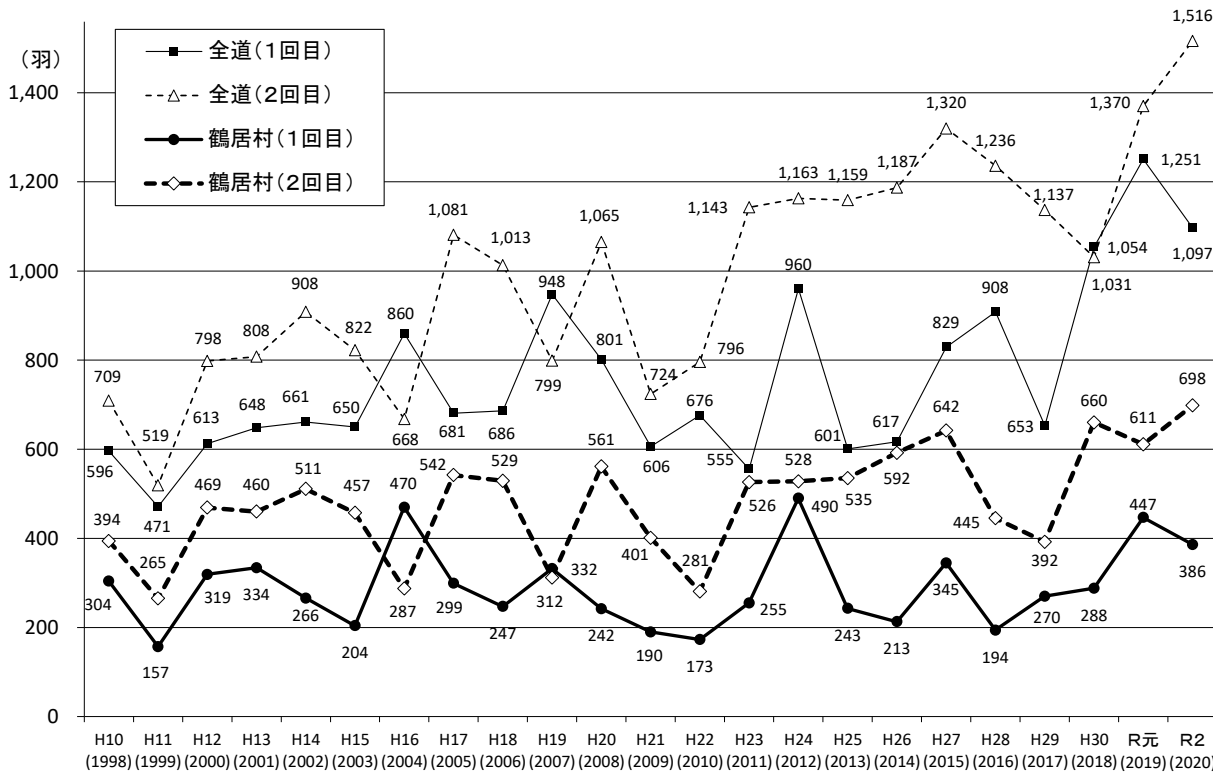
鶴居村には、釧路湿原やタンチョウなど世界にも誇ることができる貴重な自然があり、また、村全体が森林や草地などの緑に包まれ、過度な開発や公害もなく、良好な自然と美しい景観が保たれています。さらに、温泉資源にも恵まれ、観光客など来訪者が増えています。

国の特別天然記念物に指定され、村のシンボルでもあるタンチョウは、村民の保護活動などにより生息数が回復し、近年の越冬分布調査では全道で1,500羽を越える年もあり、その4割程度が鶴居村で越冬しています。生息数の増加に伴い、給餌場などでの鳥インフルエンザ等の集団的な感染が懸念されることから、環境省では生息地の分散をめざしています。

日本最大の湿原である釧路湿原は、周辺部を含む28,788haが国立公園に指定され、そのうち約30%が鶴居村の区域となっています。釧路湿原は、タンチョウの営巣地としても国の天然記念物に指定され、また、日本初のラムサール条約登録湿地でもあります。しかし、河川からの土砂や汚濁排水の流入などにより環境の悪化が進んできたことから、土砂の流入防止や排水処理対策などの環境改善に向けた取り組みが進められています。

タンチョウと釧路湿原は、市町村の区域を越えた広域的な自然の財産であり、関係する市町村や国、北海道などの関係機関が連携して保護活動に取り組んでいます。

タンチョウ越冬分布調査結果（全道／鶴居村）（年度）



注）各年度の調査日は、1回目は12月、2回目は翌年1月。
資料：北海道、村教育委員会

③生活環境・地球温暖化対策

生活排水処理は、農業集落排水処理と合併処理浄化槽をあわせて 100%近い普及状況で、水環境の保全に貢献しています。ごみは、分別による収集処理の徹底に努め、布類や小型家電などは個別のリサイクルを進めています。また、村では木質系燃料ストーブの購入に対する補助を行っています。

住宅は、オール電化の公営住宅への建て替えや、居住環境や景観に配慮した分譲地の供給を進めるとともに、住宅用太陽光発電システム導入への補助を行い、普及に努めています。

基幹産業である酪農は、早い時期から土づくりに始まる乳質向上に取り組み、高い評価を得ています。河川の水質汚濁を防止するため、家畜ふん尿や搾乳洗浄水の適切な処理を促進するほか、ふん尿などの有機物を活用した自然循環型の酪農経営も進められています。

村では、温室効果ガス排出量の削減をめざす「鶴居村地球温暖化防止実行計画」に即して、公共施設や事務事業における省資源・省エネルギー・低炭素化への取り組みを進めています。



④快適環境

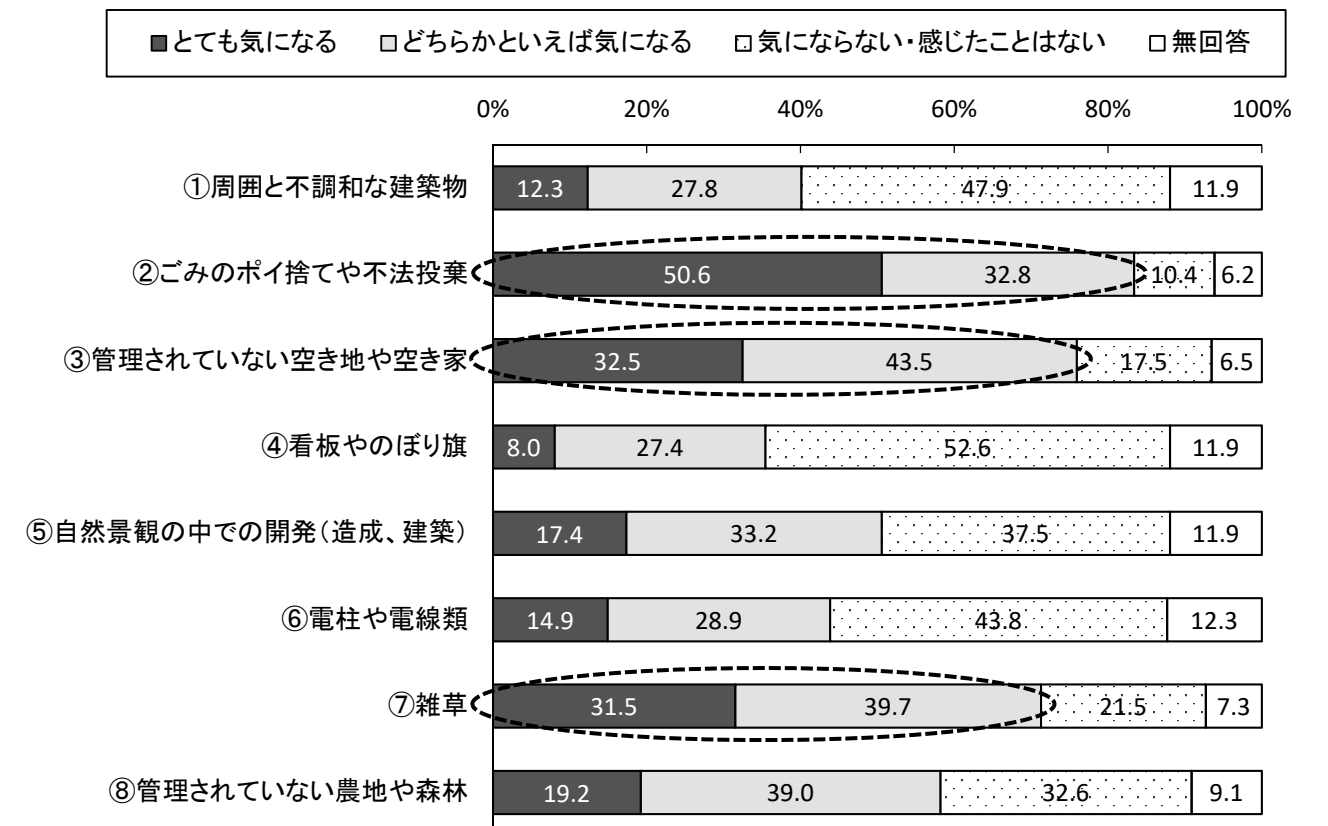
村では、沿道の桜並木の造成や公園などへの花の植栽を積極的に進めているほか、「花と緑のネットワーク会議」を推進母体とする、村ぐるみの花いっぱい運動や清掃活動が定着しています。その一方で、ごみの不法投棄が問題視され、平成 18（2006）年に釧路管内 8 市町村による「自然の番人宣言」推進委員会を組織し、不法投棄の監視、抑止に努めています。

また、「つるい村民の森」「鶴居運動広場」「鶴居どさんこ牧場」をはじめ、自然に親しめる公園などの整備を進めてきました。

平成 13（2001）年から、景観を含む地域のイメージアップ運動として「つるい C I」に取り組み、農家の看板や牧場の整備などによる酪農景観の向上や、公共施設をはじめ住宅や事業所などの景観に対する配慮も広がってきています。このようななかで、平成 20（2008）年には、農山村の美しい景観や環境・文化を守る全国組織「日本で最も美しい村」連合の一員になり、美しいむらづくりに努めています。令和元（2019）年度には、美しいむらづくりへの意識を高めることを目的に、「地域景観学習会」を開催しました。

一方で、事業用の太陽光ソーラーパネルが近年増加しているほか、管理されていない空き家や空き地、放置された廃車が一部にみられるなど、景観面に悪影響が広がらないよう、それらへの対処方法が今後の検討課題となっています。

問6 鶴居村の景観について



※「鶴居村の環境に関するアンケート」より（令和 2 年 10 月実施）

絶滅の危機にあったタンチョウを保護し、増殖させてきた村民の取り組みは広く評価され、現在のタンチョウ越冬分布調査や「鶴居村タンチョウ愛護会」を中心とする愛護活動、湿原を保全・再生するための植樹活動など、さまざまな村民の活動が定着しています。

学校においても、越冬分布調査に永年参加協力し、タンチョウの愛護活動を継続しているほか、生涯学習分野においても、自然専門員を配置して体験学習事業などを強化しており、「わんぱくアドベンチャークラブ」や「タンチョウ講座」の開設など、各世代に向けた学習機会を提供しています。平成 29（2017）年には、日本各地のラムサール条約登録湿地周辺の小学生が交流や自然体験を行う「KODOMO ラムサール in 鶴居村」を開催したほか、小中学生による主体的な自然体験活動グループも運営されています。

村内には、環境省の「温根内ビジターセンター」と（公財）日本野鳥の会が管理する「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」があり、自然保護の啓発や自然に親しむ機会の提供、タンチョウの保護活動などを行っています。また、自然観察の場を提供したりエコツアーなどを行う事業者も増えてきました。

このようななかで、観光協会を中心に村外への情報発信が強化され、自然とのふれあいや観察、研究などを目的とする来訪者も増加し、釧路湿原やタンチョウをはじめとする村の自然を通じた村外とのネットワークが広がりつつあります。

平成 30（2018）年には、村内の関係団体などが参画する「鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議」を発足させ、「タンチョウ鶴居モデル」の構築をめざし、今後のタンチョウの保護のあり方や地域産業との共生、地域振興のあり方などの検討を進めています。

〔タンチョウ鶴居モデルがめざす将来像〕

保護のあり方	1 村内外でのタンチョウの生息状況を常に把握し、必要に応じて対応できる体制がある
	2 繁殖期の生息環境の保全、越冬地のねぐらや採食地の把握・保全・整備が行われている
	3 給餌は適正なやり方を常に検討し、合意の上で取り組まれている
農業との共生	4 タンチョウによる被害軽減具体策が農業者に周知され、取り組まれている
	5 タンチョウの存在を活用した取り組みにより農業者がプラス面を感じられるしくみができている
地域振興	6 鶴居村を訪れるすべての人が気持ちよくタンチョウを観察・撮影できる環境や情報が整備されている
	7 観光や写真撮影による生息地のかく乱や住民への不利益が防がれている
地域住民のかかわり	8 観光収入や募金が、タンチョウ保護・環境整備に活用されるしくみができている
	9 村民がタンチョウの生態や共生のあり方について理解し、関心を持ちながら心豊かに暮らしている
	10 鶴居村のこどもが成人してもタンチョウにかかわることができている
	11 タンチョウ保護の歴史の伝承や、タンチョウを題材とした文化的な活動が活発に取り組まれている

村の自然や景観をさらに良好なものにし、未来に伝えていくとともに、地域から地球環境の保全に貢献していくうえで、今後の課題を次のように整理することができます。

- ①環境にやさしい地域社会のしくみと生活様式をいかに普及、定着させていくか
- ②自然保護と村民の生活、経済活動をどのように共存させていくか
- ③村外の人たちの協力も得ながら、環境を守り育てる体制をいかに充実させていくか

①環境にやさしい地域社会のしくみと生活様式をいかに普及、定着させていくか

タンチョウの愛護活動や湿原の保全に関する活動をはじめ、村の多くの人たちは、地域の自然に対するやさしい心とそれを守ろうとする行動力を持っています。

今後も、そのような地域の自然を愛し、守っていく心と行動力を一層高め、広めていくとともに、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も踏まえながら、深刻化する温暖化、気候変動、プラスチックごみなどの地球環境問題に対処するための地域社会のしくみと生活様式を村全体に普及、定着させていくことが必要です。

②自然保護と村民の生活、経済活動をどのように共存させていくか

地域の自然保護や地球環境保全への取り組みは、日常的な生活や経済活動に手間や制約をもたらしたり、費用も発生させます。特に鶴居村には、守るべき貴重な自然が身近にあるがゆえの固有の配慮や負担が求められるとともに、来訪者の増加が、自然保護や村民の生活、経済活動などにマイナスの影響をもたらしこともあります。

しかし、村の優れた自然や景観は、生活の質的な豊かさや郷土への誇りを高めるものであり、また、経済的な付加価値を生み出したり、村への移住を促進させる要素でもあることから、自然保護と村民の生活、経済活動を共存、両立させていくための新たな取り組みが必要です。

③村外の人たちの協力も得ながら、環境を守り育てる体制をいかに充実させていくか

鶴居村は、人口が 2,500 人余りの小さな村で、財政も小規模です。これまで、多くの村民の参画によりさまざまな活動が支えられてきましたが、今後、村の自然をさらに良好なものにしていくためには、次代の担い手の育成に努めるほか、活動や支援の輪を村外にも広げていくことが不可欠であり、人や情報のネットワークを拡充していかなければなりません。

そのため今後は、地域の情報を効果的に発信し、来訪者をはじめ村外の人たちにも積極的に参加協力を呼びかけ、パートナーシップを深めながら、環境を守り育てる人材や資金の確保をはかるなど、活動を未来につなげていくための新たな体制づくりが必要です。

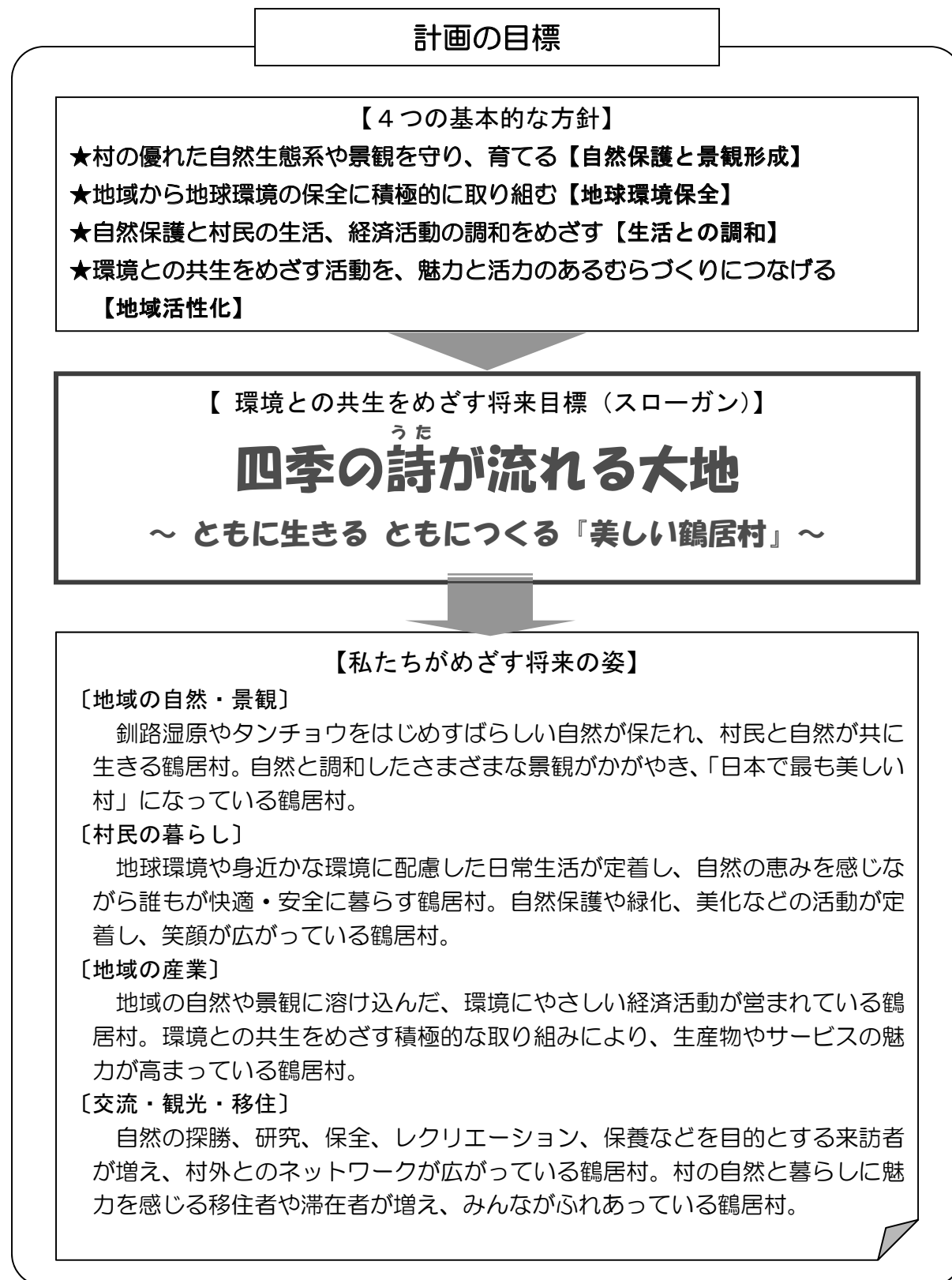


3 計画の目標



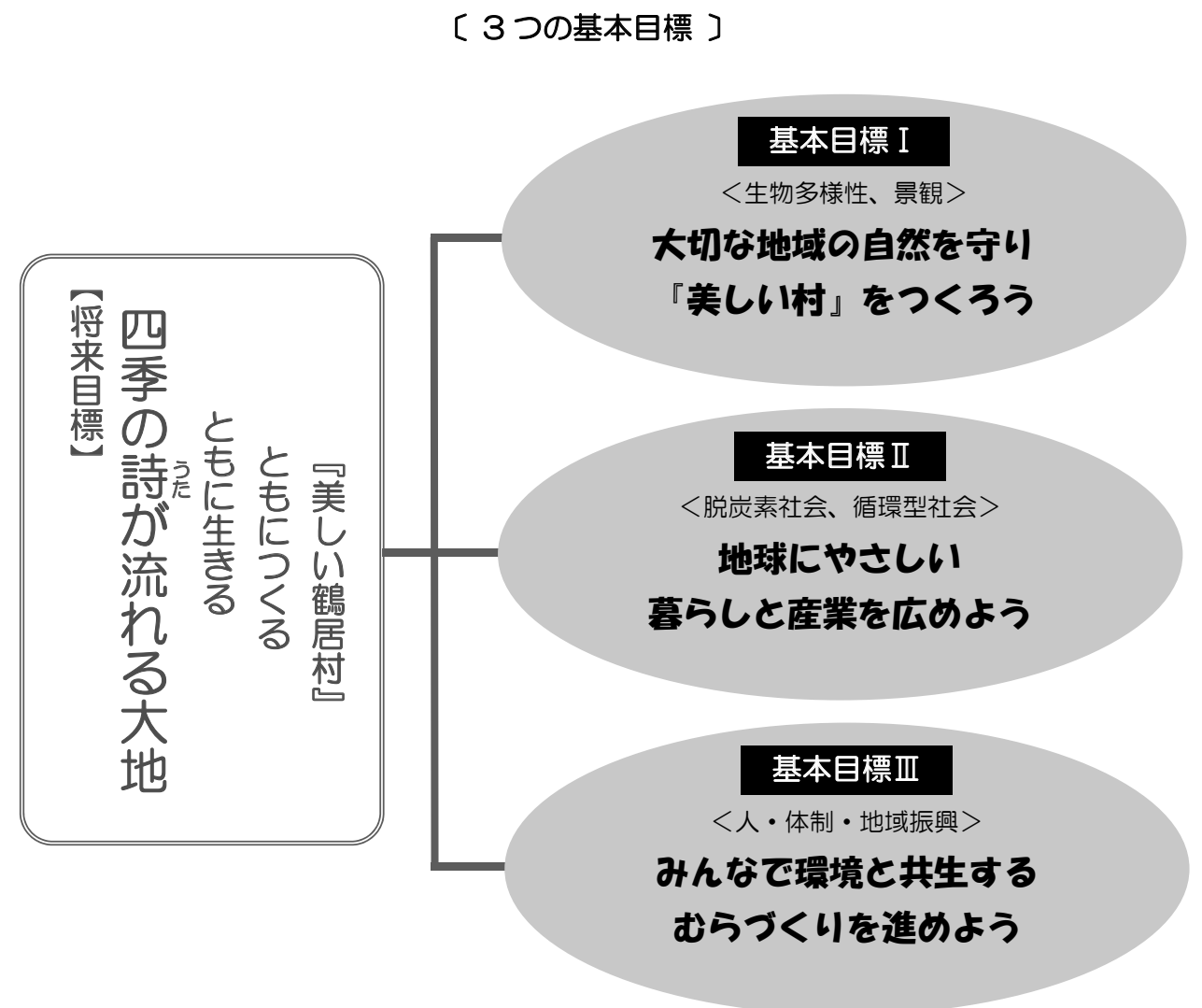
(1) めざす姿

鶴居村の環境面の特性やこれまでの取り組み、そして、国内外の動向も加味した今後の課題を踏まえ、この計画の基本的な方針と将来目標（スローガンと将来の姿）を次のように定めます。



(2) 3つの基本目標

将来目標「四季の詩が流れる大地 ～ ともに生きる ともにつくる『美しい鶴居村』～」を達成するために、次のような3つの「基本目標」と、基本目標を具体化していくための合計12の「行動目標」を定めます。



基本目標Ⅰ

大切な地域の自然を守り、「美しい村」をつくろう

鶴居村には、国際的にも価値が認められている釧路湿原やタンチョウをはじめ、貴重な自然、美しく豊かな自然が残されています。これらは、私たち村民の生活にうるおいや安らぎを与えると同時に、村のイメージを高め、多くの人たちが訪れる魅力にもなっています。

これら先人から受け継いだ貴重な自然を守ることは、今を生きる私たち村民の責務であり、また、生物多様性の確保という観点からも、それらを保全するための取り組みは国際的にも意義のあることです。

そのため、これまでの取り組みを継承、充実させ、周辺地域や関係機関、専門家、協力者などとも連携しながら活動の輪を広げ、共有の財産である村の自然をさらに良好なものにして、未来に伝えていきます。

また、釧路湿原やタンチョウに代表される美しい固有の自然景観に加え、それらと調和する市街地や農村などの景観も、年々美しくなっています。

しかし、事業用の太陽光ソーラーパネルが近年増加しているほか、管理されていない空き家や空き地、放置された廃車が一部にみられるなど、景観面からの懸念が生じているとともに、来訪者や交通量が増加するなかで、ごみの散乱や不法投棄も後を絶ちません。

そのため、美しい自然景観の保全とあわせて、村の自然と調和した沿道、施設、農村風景などの景観を一層向上させていくとともに、来訪者などにも協力を呼びかけながら環境美化を徹底し、「日本で最も美しい村」をめざします。

- 行動目標1 貴重な自然を守り、未来に伝えよう
- 行動目標2 多様な動植物を適切に保護、管理しよう
- 行動目標3 森を育て川を守り、環境保全・防災機能を高めよう
- 行動目標4 自然景観を守り、『美しい村』をつくろう
- 行動目標5 花と緑を広げ、ごみのないきれいな村をつくろう

■関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール



基本目標Ⅱ

地球にやさしい暮らしと産業を広めよう

世界の人口が増加し、各地で開発行為や経済活動が活発化するなかで、温暖化や気候変動、廃棄物処理、大気や海洋の汚染などの地球環境問題が深刻さを増し、人々の生命や健康に関するリスクが高まっています。

地域の自然環境保全に加え、地球全体の環境を守り持続させていくことは世界共通の責務であり、先進国である私たち日本は、率先してこの問題に取り組んでいかなければなりません。特に、地球温暖化の進行を防ぐための温室効果ガスなどの排出抑制に向けた具体的な取り組みが急務となっています。

そのため、地域での暮らし、農業や商工業などの産業、行政が行う事業など全般を通じて、環境への負荷という面から現状を見直し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの実践など、温室効果ガスの排出を抑制するための脱炭素社会への取り組みや、資源の消費をできるだけ抑え有効に利用する循環型社会への取り組みを着実に進めていきます。

- 行動目標1 脱炭素社会をめざそう
- 行動目標2 ごみの減量と再利用を進めよう
- 行動目標3 環境と人にやさしい産業を広めよう

■関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール



基本目標Ⅲ

みんなで環境と共生するむらづくりを進めよう

村内には、村が整備を進めてきた公園や展示施設などのほか、環境省や公益法人が運営する自然保護、観察学習などの場、さらには民間（個人）が経営するアウトドア活動関連の施設など、村の自然に親しんだり学習できる場が増えてきました。

学校教育や生涯学習においては、関係機関・団体等の協力も得ながら自然環境に関する学習機会を積極的に取り入れ、村外との交流事業なども行ってきました。そして、自然保護関連団体を中心に、小中学生を含む多くの村民による自然保護活動が定着しています。

近年は、国内外で環境に対する意識や関心が高まり、村の自然を目的に訪れる人、移り住む人も増え、さまざまな人や組織とのつながりが広がりつつあります。

今後は、環境について学べる場や交流の機会をさらに充実させるとともに、来訪者や村外に向けて積極的に村の情報を発信し、ネットワークと参加協力の輪を広げていきます。そして、環境との共生をめざすむらづくりについて幅広く検討し、村のイメージアップや活性化に結びつけていきます。

- 行動目標 1
- 自然に親しみ、環境について学べる場を充実させよう
- 行動目標 2
- 環境を守る体制を整えよう
- 行動目標 3
- 情報を発信し、ネットワークを広げよう
- 行動目標 4
- 環境と共生する活動を通じて、地域の活力を高めよう

■関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール



（3）取り組みの体系

この計画は、将来目標を支える3つの「基本目標」と合計12の「行動目標」のもと、次のような体系に沿って取り組みを進めていきます。

基本目標Ⅰ	大切な地域の自然を守り、『美しい村』をつくろう（生物多様性、景観）		
行動目標 1	貴重な自然を守り、 未来に伝えよう	取り組み 1	釧路湿原の再生と保全
		取り組み 2	タンチョウなどの希少野生動植物の保護
行動目標 2	多様な動植物を 適切に保護、管理しよう	取り組み 1	多様な野生動植物の生息環境の保全
		取り組み 2	野生鳥獣による被害の防止
行動目標 3	森を育て川を守り、 環境保全・防災機能を 高めよう	取り組み 1	健全な森林の育成、管理
		取り組み 2	地域材の利用促進
		取り組み 3	河川の整備と水質の保全
行動目標 4	自然景観を守り、 『美しい村』をつくろう	取り組み 1	景勝地の保全、整備
		取り組み 2	美しい地域景観づくり
行動目標 5	花と緑を広げ、ごみのない きれいな村をつくろう	取り組み 1	緑化、花いっぱい推進
		取り組み 2	環境美化の推進
基本目標Ⅱ	地球にやさしい暮らしと産業を広めよう（脱炭素社会、循環型社会）		
行動目標 1	脱炭素社会をめざそう	取り組み 1	省エネルギー・省資源の推進など
		取り組み 2	再生可能エネルギーの活用
行動目標 2	ごみの減量と 再利用を進めよう	取り組み 1	ごみの減量、分別収集と適正な処理
		取り組み 2	ごみや不用品の再使用、再生利用
行動目標 3	環境と人にやさしい 産業を広めよう	取り組み 1	環境保全型農業の推進
		取り組み 2	家畜ふん尿の有効利用と臭気対策
		取り組み 3	各産業分野における環境に配慮した 経済活動の促進
基本目標Ⅲ	みんなで環境と共生するむらづくりを進めよう（人・体制・地域振興）		
行動目標 1	自然に親しみ、 環境について学べる場を 充実させよう	取り組み 1	自然観察の場や自然に親しめる公園などの 整備
		取り組み 2	地域の自然や環境問題について学べる機 会の充実
行動目標 2	環境を守る体制を整えよ う	取り組み 1	自然環境保全に関する組織や団体の育成
		取り組み 2	指導者の育成、確保
行動目標 3	情報を発信し、 ネットワークを広げよう	取り組み 1	鶴居村の環境に関する情報発信、 イベントの充実
		取り組み 2	来訪者への効果的な情報提供
		取り組み 3	村外とのネットワークづくり
行動目標 4	環境と共生する活動を通 じて、地域の活力を高め よう	取り組み 1	環境と共生する活動を通じた 地域のイメージアップ
		取り組み 2	環境と共生するむらづくりと地域産業の 連動



4 環境との共生をめざす むらづくりの取り組み

基本目標Ⅰ 大切な地域の自然を守り、「美しい村」をつくろう

行動目標1 貴重な自然を守り、未来に伝えよう

取り組み1 釧路湿原の再生と保全

現状と課題

- ・釧路湿原は約2万haの日本最大の湿原で、貴重な動植物が生息し、湿原周辺部を含む4市町村にまたがる28,788haが国立公園に指定され、8,485haが鶴居村の区域、そのうち2,746haが原生状態を保持すべきとされる特別保護地区（自然公園法）です。また、湿原の中央部は、国の天然記念物や鳥獣保護区（特別保護地区を含む。鳥獣保護管理法）に指定されているほか、日本初のラムサール条約登録湿地に指定されるなど、世界的にも価値が認められています。
- ・これまでの人間の営みにより、湿原は面積の縮小と乾燥化が進み、生態系に変化がおよんできたため、湿原の再生と保全に向けた取り組みが広域的な連携のもと行われています。村では、水質保全のための排水処理対策のほか、森林の再生をめざす植林事業などを進めています。
- ・湿原の荒廃を防止するため、キラコタン岬や宮島岬に立ち入る際には村への届出を義務づけていますが、訪れる人が増えるなかで、環境への影響が懸念されています。

取り組みの方針	釧路湿原の保全に関する法令を守り、広域的な連携をはかりながら、水質や生態系の保全、森林再生などの取り組みを進めます。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①自然公園法、文化財保護法など、釧路湿原の保全に関する法令を守り、保護区域などへの立ち入り等に関するルールを充実させるとともに、ルールやマナーの徹底を利用者に呼びかけます。 ②釧路湿原自然再生協議会をはじめ、湿原の保全に関係する行政機関や各種団体などとの連携を密にし、幅広い連携のもと適切な保全対策を進めます。 ③水質保全のための排水処理対策を進めます。 ④湿原周辺の森林の再生をめざし、植林を進め、適切な育成管理に努めます。
--------------	---

取り組み2 タンチョウなどの希少野生動植物の保護

現状と課題

- ・鶴居村には、釧路湿原に代表される豊かな自然が残され、絶滅の恐れがある希少な野生動植物が生息しています。このうち、鶴居村のシンボルともいえるタンチョウは、国の特別天然記念物や絶滅危惧種にも指定されています。
- ・一時は絶滅したと言われたタンチョウは、村民による給餌などの愛護活動により生息数が回復し、近年の調査では全道で1,500羽を超える年もあり、その4割程度が鶴居村で越冬しています。
- ・生息数が増え、人間にも慣れたことなどによるタンチョウの事故が増加する傾向にあり、農作物への被害が拡大するといった問題もあります。
- ・環境省は、感染症の集団的な感染や事故、農業被害の拡大などを回避するため、タンチョウ生息地の分散化を進めることとし、平成27（2015）年から給餌場で与える餌の量を段階的に削減しました。このようななかで、「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」では、冬でもタンチョウが自然に近い環境で餌をとることができるような場づくりを行っています。

取り組みの方針	これまでのタンチョウの愛護・調査活動を充実させるほか、来訪者や村外者にも協力を求め、希少な野生動植物を保護するための取り組みを進めます。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①自然公園法、鳥獣保護管理法、文化財保護法など、タンチョウをはじめとする希少な野生動植物の保護に関する法令を守り、来訪者にも協力を呼びかけます。 ②関係団体などと連携しながら、自然公園法などの規制がおよばない区域におけるタンチョウなど希少動植物の生息環境の保全に努めます。 ③タンチョウなどの保護すべき野生動物が事故や被害にあわず、安全に生息できるような環境整備に努めるとともに、事故が発生しないよう村民や来訪者に注意を呼びかけます。 ④村民や各種団体などによるタンチョウの愛護活動や調査活動を充実させます。（給餌量の削減に伴う影響調査を含む。） ⑤「鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議」を中心に、関係行政機関や民間団体、地域住民などと連携し、タンチョウとの共生のあり方について考え、実践していきます。
--------------	---

行動目標 2 多様な動植物を適切に保護、管理しよう

取り組み 1 多様な野生動植物の生息環境の保全

現状と課題

- ・鶴居村には、天然記念物や絶滅危惧種に指定されているもののほか、さまざまな在来の野生動植物が生息しており、それらの生息環境を適切に保全していくことが必要です。
- ・一方で、特定外来生物である野生化したアメリカミンクによる被害が発生しており、駆除を行っています。また、釧路湿原内の河川や沼にはウチダザリガニが広く分布し、「温根内ビジターセンター」では、防除活動や普及啓発を行っています。これらの外来生物は、従来の生態系に悪影響をもたらすものであり、継続的な対策が必要です。

取り組みの方針	在来の野生動植物の乱獲や生息環境に悪影響のある行為、外来生物の拡大を防ぎ、地域固有の生態系を守ります。
▼	
村民の取り組みと村の施策	①野生動植物を大切にし、保全が必要な森林などにむやみに立ち入ったり、動植物を無秩序に捕獲、採取しません。 ②生態系に悪影響のある外来生物に関する情報を広め、関係機関などとともに、拡大の防止と駆除に努めます。 ③土木工事などの開発行為にあたっては、野生動植物の生息環境に与える影響を最小限度に抑えるよう十分に配慮します。

■ 特定外来生物



アメリカミンク



ウチダザリガニ

写真：環境省提供

取り組み 2 野生鳥獣による被害の防止

現状と課題

- ・生息数の増加や生息域の変化などにより、鶴居村でも、エゾシカをはじめとする野生鳥獣による農林水産業への被害が拡大するとともに、人的な被害の発生も懸念されます。
- ・村では、カラス、エゾシカ、ヒグマなどを対象とする「鳥獣被害防止計画」、及びアメリカミンクなどを対象とする「外来生物の被害防除計画」を策定し、農林水産業被害を防止するための適切な捕獲、防護の対策を進めています。
- ・銃器による捕獲については猟友会に付託していますが、高齢化などによりハンターが減少しており、捕獲技術の継承などが課題となっています。

取り組みの方針	関係する機関や団体との連携により、野生有害鳥獣の生息や被害に関する情報収集と対策を強化し、農林水産業などへの被害の拡大を防ぎます。
▼	
村民の取り組みと村の施策	①野生有害鳥獣の生息状況や被害に関する情報収集を強化し、適切に情報提供していきます。 ②農家などに、野生有害鳥獣の被害を防止するための情報提供と支援を行います。 ③猟友会などの活動を支援し、野生有害鳥獣の個体数の適正な管理に努めます。 ④有害鳥獣捕獲隊員（ハンター）を確保するための支援を継続します。 ⑤野生有害鳥獣の駆除にあたっては、野生動植物の生息環境に悪影響がないよう努めます。



行動目標 3

森を育て川を守り、環境保全・防災機能を高めよう

取り組み 1

健全な森林の育成、管理

現状と課題

- ・鶴居村には、総面積の64%にあたる36,615haの森林があり、所有区分別の内訳は、国有林が13,724ha、村有林が2,908ha、私有林が19,982haで、村有林と私有林を合わせた民有林については、トドマツやカラマツを中心とした人工林が31%、天然林が67%、その他が2%となっています。
- ・豊かな森林を育てるため、各種補助事業を導入して、植林や除間伐などの森林施業を行っており、将来を見据えた林業従事者の育成・確保が求められています。
- ・森林には、木材生産という経済的な機能のほか、生物多様性の保全や地球温暖化の防止（二酸化炭素の吸収）、生活環境や水質の保全、防災、保健休養、環境教育などさまざまな機能があるため、それらの機能が発揮されるような森林づくりを進めていくことが必要です。
- ・令和元（2019）年度から、森林のさまざまな機能を守り、高めていくことを目的とする「森林環境譲与税」が国から交付されるようになり、村では、この財源も活用しながら、森林の整備や人材の育成・確保、木材利用の促進などに取り組んでいます。



取り組みの方針	地域性を踏まえた森林の適切な施業と保全管理を進めることにより、豊かな森林を育て、森林本来のさまざまな大切な機能を守り、高めていきます。
---------	---

村民の取り組みと村の施策	①村民参加の森づくりを積極的に推進します。 ②森林所有者や森林組合などとの連携をはかりながら、民有林の植林や除間伐などの森林施業を進めます。 ③植林にあたっては、適地適木を基本とし、地元産の苗木や広葉樹も積極的に利用します。 ④水源を守るための森林の確保、保全に努めます。 ⑤伐採跡地の復元に努めます。 ⑥山地の崩壊や土砂流出を防ぎます。 ⑦林野火災の発生を防ぎます。 ⑧林業従事者の育成と後継者の確保に努めます。
--------------	---



取り組み 2 地域材の利用促進

現状と課題

- ・間伐材などを含む地域の森林資源を活用することが林業を活発化させ、健全で豊かな森林を育てることにつながります。
- ・森林組合では、除間伐材や林地残材、風倒木などを原料としたおが粉や薪の生産を行っており、農業用資材（畜舎の敷料）や木質燃料としての利用を促進しています。
- ・村では、公共建築物などで木材・木製品を積極的に利用するほか、給食用の食器や椅子、テーブルなどの備品に地域材の活用を進めています。

取り組みの方針	林業を活発化させて豊かな森林を育てることが、地球温暖化防止にも貢献していくため、地域の木材など森林資源の利用を拡大します。
▼	
村民の取り組みと村の施策	①地域材の用途拡大、利用拡大を進めます。 ②公共建築物などの資材や備品の調達において、地域材を中心とした木材の利用を進めます。 ③農業用施設や住宅、民間事業所などでの地域材の利用を促進します。 ④木質燃料やおが粉の需要拡大、利用拡大を進めます。 ⑤地域の森林資源を活用した加工品の開発や事業化に取り組みます。



取り組み 3 河川の整備と水質の保全

現状と課題

- ・村内には、釧路川水系の雪裡川、幌呂川、久箸呂川などの河川があり、洪水・浸水が想定される指定河川はありませんが、大雨時に牧草地で一部冠水する箇所がみられます。
- ・村では、生活排水処理施設の整備に積極的に取り組み、合併処理浄化槽の整備に補助を行うなどしてきた結果、現在では、農業集落排水処理と合併処理浄化槽をあわせて水洗化率は100%近い普及状況になっており、水環境の保全に貢献しています。
- ・村内の各河川は、農地の冠水などを防ぐほか、釧路湿原を保全・再生したり、タンチョウの生息環境を保全するための大きな要素であることから、今後も、野生動植物の生息に配慮した河川の整備や水質の汚濁防止に努める必要があります。

取り組みの方針	生態系に配慮しながら河川の整備を進め、大雨時の農地冠水などを防止するとともに、生活排水処理施設の機能を維持し、河川の水質を保全します。
▼	
村民の取り組みと村の施策	①野生動植物の生息環境の保全に配慮しながら、大雨時の農地冠水や土砂流出を防止するための河川整備を関係機関に要請します。 ②農業集落排水施設を適切に維持管理します。 ③合併処理浄化槽の設置を推進します。 ④合併処理浄化槽の水質浄化機能を維持していくため、施設の維持管理が徹底されるよう適切な情報提供と指導を行います。



行動目標 4

自然景観を守り、『美しい村』をつくろう

取り組み 1

景勝地の保全、整備

現状と課題

- ・鶴居村には、釧路湿原やタンチョウなどの固有の自然景観があり、また、それら自然と調和した酪農景観などがあります。これらの美しい景観を目的に、国内外から観光や自然観察、写真撮影などに訪れる人たちが増えています。
- ・村では、村内の景勝地をPRし、効果的に見てもらうために、「鶴居村観光十景」を指定し、展望地への案内看板の設置や周辺環境の整備などを行っています。

取り組みの方針	村固有の美しい自然景観を守るとともに、景観や周辺環境が悪化しないよう適切に管理し、協力を呼びかけていきます。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①釧路湿原やタンチョウなどの固有の自然景観やそれら自然と調和した酪農景観などを未来に引き継ぐため、景勝地などの環境整備を進めるとともに、注意喚起を行うなど、美しい眺望や展望地周辺の環境が維持されるよう管理します。 ②来訪者が村内の景勝地を訪れ、景観を楽しむことができるよう、村固有の美しい景勝地に関する情報を効果的に提供していきます。
--------------	---



取り組み 2

美しい地域景観づくり

現状と課題

- ・自然と調和した美しい地域景観をつくるため、沿道の植栽、防護柵や案内看板などの改善、公営住宅や分譲地の景観向上に努めているほか、一般の住宅や飲食店、宿泊施設などの事業所も景観への配慮が進み、農家も看板や牧柵、畜舎の整備などを通じて農村景観の向上に取り組んでいます。
- ・一方で、管理されていない空き家（廃屋）や廃車などがみられ、近年増加してきた事業用の太陽光ソーラーパネルにも景観面での懸念が生じています。
- ・村では、村のイメージアップを目的とする「つるいC I」に取り組み、「四季の詩が流れる大地 ～神舞う、ふるさと鶴居村～」のキャッチコピーやロゴデザインが広く使用され、景観面にも生かされています。
- ・平成 20（2008）年には、農山村の美しい景観や環境・文化を守るNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、美しいむらづくりへの気運を高めました。連合では、フォトコンテストやPRイベントなどを行っており、平成 30（2018）年には総会およびフェスティバルを本村で開催しました。

取り組みの方針	公共事業のほか、村民や事業者などにも協力を求め、村の自然環境と調和した、施設や沿道などの美しい景観づくりを村ぐるみで進めます。
---------	---

村民の取り組みと村の施策	①公共事業において景観面に十分に配慮するとともに、民間の住宅や商店、飲食店、宿泊施設、各種看板などが、周辺の景観と調和するよう努めます。 ②農村景観の構成要素である農家の住宅や畜舎、牧柵など農業施設の景観の向上に取り組めます。 ③地域の景観を守りより美しいものにしていくため、景観などに影響する太陽光ソーラーパネルの設置を規制する条例などの制定に向けた取り組みを早期に進めるほか、景観法に基づく景観条例の制定に向けての検討を進めます。 ④関係者に理解、協力を求めながら、管理されていない空き家（廃屋）や空き地、放置された廃車などの解消に努めるとともに、空き家・空き地の利活用を促進するため、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する計画づくりに取り組みます。 ⑤役場や地域で、「つるいC I」のロゴデザインを美しい地域景観づくりに積極的に活用します。 ⑥「日本で最も美しい村」連合の活動に積極的に参加するとともに、美しいむらづくりに向けた気運を一層高め、村民参加の体制づくりを進めます。
--------------	--

※「鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例」は資料編（71 ページ）に掲載。

行動目標 5

花と緑を広げ、ごみのないきれいな村をつくろう

取り組み 1

緑化、花いっぱいの推進

現状と課題

- ・鶴居村では、村ぐるみ花いっぱい運動を推進しており、花とみどりのネットワーク会議を設立するなど、緑化、花いっぱい活動の意識づくりと実践に取り組んできました。
- ・沿道の桜並木づくりが地域の人たちによって行われ、30 年以上にわたり、補植などの育成管理が続けられています。また、村が管理する公園や公共施設に積極的に花を植栽しているほか、地域の花壇造成に対する支援を行い、自治会や個人、学校、事業所などで、花壇の整備や花の植栽管理が進められています。
- ・一部に、沿道や空き地などの雑草や管理されていない樹木が景観を悪化させている状況もみられることから、関係機関とも連携しながら、適切な管理を進めていく必要があります。

取り組みの方針	村ぐるみでの緑化、花いっぱいの活動を継続し、花と緑をさらに広げ、適切に管理していきます。
---------	--



村民の取り組みと村の施策	①花いっぱいの美しい村をめざし、花壇の造成や緑化に村ぐるみで取り組みます。 ②公園や公共施設周辺、植樹帯（村道街路樹を含む）などの緑化と適切な維持管理を行います。 ③関係機関とも連携しながら、沿道や駐車場、空き地などが雑草で景観を損ねることがないように、草刈りなどの環境整備に努めます。
--------------	--



取り組み 2

環境美化の推進

現状と課題

- ・ごみのないきれいな村をめざし、毎年、多くの村民が参加する「ポイ捨てシャットアウト村民一斉清掃」や「日本で最も美しい村ビューティフルデー」を実施しているほか、各自治会や農事組合、各種団体、個人などが行う環境美化活動を支援しています。
- ・平成 18（2006）年には、釧路管内の 8 市町村で「自然の番人宣言」推進委員会を組織し、民間事業所などの協力も得ながら、不法投棄の監視、防止に努めています。
- ・しかし、観光客などの増加やごみの有料化もあり不法投棄は解消されず、観光地や沿道へのポイ捨てが後を絶たず、多くの村民は、「ごみのポイ捨てや不法投棄」の状況が、村の景観のマイナス材料だと感じています。
- ・本村は、平成 20（2008）年に「日本で最も美しい村」連合に加盟し、村ぐるみで美しい村づくりを進めていますが、今後は、村民主体の美しい環境づくりを行う組織の醸成が必要です。

取り組みの方針	村民による環境美化活動や不法投棄を防ぐ活動を一層拡大するとともに、来訪者などに対して、ごみのポイ捨て禁止や持ち帰りを呼びかけます。
---------	---



村民の取り組みと村の施策	①「ポイ捨てシャットアウト村民一斉清掃」や「日本で最も美しい村ビューティフルデー」を継続するとともに、環境美化の意識を広めます。 ②地域における日常的な環境美化活動（清掃など）を支援し、広めます。 ③来訪者や通過車両に対して、ごみのポイ捨て禁止や持ち帰りの呼びかけをします。 ④村内の事業所や団体などに「自然の番人宣言」の活動への参加を呼びかけるとともに、不法投棄を防ぐための対策の継続や、投棄された粗大ごみなどの早期発見、早期処理に努めます。 ⑤村民主体の美しい環境づくりを行う組織の醸成に努めます。
--------------	--

基本目標Ⅱ 地球にやさしい暮らしと産業を広めよう

行動目標 1 脱炭素社会をめざそう

取り組み 1 省エネルギー・省資源の推進など

現状と課題

- 平成 27（2015）年に国連（気候変動枠組条約締結国会議）で採択された「パリ協定」を踏まえ、令和 2（2020）年 10 月に菅首相（当時）は、臨時国会の所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」ことを宣言し、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換など、カーボンニュートラルに向けた取り組みを強化することとしました。これを受けて、令和 3（2021）年 4 月には、2030 年度における温室効果ガスの削減目標を、従来の 26%から 46%（2013 年度比）に引き上げることを決定しました。
- 鶴居村では、令和 12（2030）年度を目標とする新たな「鶴居村地球温暖化防止実行計画（事務事業編・区域施策編）」を策定し、役場の業務や民間の経済活動、村民の日常生活などを通じて、省エネルギー・省資源や、再生可能エネルギーの利用拡大など温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

取り組みの方針	「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会」の実現をめざすため、温室効果ガスの排出削減に結びつく省エネルギー・省資源などの取り組みを村ぐるみで進めます。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①村は、「2050 年ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会の実現をめざすためのさまざまな取り組みを推進します。 ②「鶴居村地球温暖化防止実行計画」に沿って、村（行政）が率先して温室効果ガスの排出削減に向けた省エネルギー・省資源の取り組みを実践します。 ③公用車の更新時に電気自動車を導入するなど、備品や資材の調達、公共施設・公営住宅等の建設（建て替え）において、環境への配慮を重視します。 ④村民や事業者に「鶴居村地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の内容を普及し、省エネルギー・省資源などの協力を呼びかけます。 ⑤自動車の過度な利用の抑制、自動車による人の移動やモノの輸送効率化、食材や資材の地産地消（地元での調達）などに努めます。
--------------	--

取り組み 2 再生可能エネルギーの活用

現状と課題

- 地球温暖化を防止するため、大量の温室効果ガス（二酸化炭素など）が排出される石油・石炭などの化石資源を燃料とするエネルギーから、繰り返し再生が可能なエネルギーへの転換が、そして、域内で生産し消費される地産地消型のエネルギー供給が求められています。
- 鶴居村では、村の公共施設である子どもセンターに地中熱ヒートポンプを導入したほか、住宅用の太陽光発電システムの導入や木質系燃料ストーブの購入に対して補助を行い、再生可能エネルギーの普及を促進しています。
- これらに加えて、平成 29（2017）年には国の「バイオマス産業都市構想」の選定を受け、地域のエネルギー資源である家畜ふん尿や間伐材などを原料とするバイオマスエネルギーの導入に取り組んでいます。

取り組みの方針	温室効果ガスの排出を減らしながら、村内でのエネルギー循環を拡大するため、太陽光、地中熱やバイオマスなどの再生可能エネルギーの活用に取り組めます。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①住宅などへの太陽光発電システムの設置を促進し、助成制度を継続します。 ②住宅などへの木質系燃料ストーブの導入を促進します。 ③公共施設や街路灯などで再生可能エネルギーの利用を拡大します。 ④家畜ふん尿や間伐材などを原料とするバイオマスエネルギーの導入の検討を進めます。
--------------	---



行動目標 2 ごみの減量と再利用を進めよう

取り組み 1 ごみの減量、分別収集と適正な処理

現状と課題

- ・村のごみの収集処理は、可燃・不燃・資源ごみはごみステーションにより収集し、このうち、可燃ごみは釧路広域連合の清掃工場で焼却処理、不燃ごみは村の最終処分場で埋立処分しています。また、粗大ごみは村の最終処分場への直接搬入としています。
- ・平成 17（2005）年からごみ収集を有料化し、当初は排出量が減少しましたが近年は横ばいで推移しており、一層のごみ減量への取り組みが求められています。
- ・釧路広域連合の清掃工場は、釧路市と釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村、白糠町による広域施設で、平成 18（2006）年から稼動し、ダイオキシンの排出抑制など環境に配慮した焼却処理を行っています。
- ・村の一般廃棄物最終処分場は、ごみ排出量の抑制などにより使用期間の延長に努めてきましたが、令和 6（2024）年度から、釧路市の次期最終処分場を共同利用する予定になっています。
- ・引き続き、村民や事業者の環境に配慮する意識を普及し、ごみ排出量の抑制と分別の徹底を進めるとともに、高齢者などが適切にごみ出しできるよう配慮することも必要です。

取り組みの方針	資源や物を大切にする意識を高め、ごみの排出を抑制し資源が循環する生活と経済活動を定着させるとともに、排出されたごみを適正に処理します。
---------	---

村民の取り組みと村の施策	①必要のない物は買わず、もらわず、物を大切にしておごみの発生を減らすとともに、分別を徹底し、処理されるごみを減量します。 ②過剰な包装を控え、マイバッグやマイボトル、マイ容器などを積極的に利用します。 ③環境に配慮した製品や、リサイクルや詰め替え、交換利用が可能な製品の購入に努めます。 ④家庭では食べ残しが出ないように適量を調理したり、飲食店では適量を注文するなど、食品ロスを減らします。 ⑤適切な分別やごみ出しが困難な高齢者などの支援を検討します。
--------------	---

取り組み 2 ごみや不用品の再使用、再生利用

現状と課題

- ・再資源化できる資源ごみは 11 種類に分別し、リサイクル（再生利用）を行っています。しかし、分別が多岐にわたり、可燃ごみ、不燃ごみが混入している状況も一部みられることから、リサイクルを促進するために、より一層分別を徹底していくことが必要です。
- ・粗大ごみの一部は、さらに可燃と不燃に分別し、鉄くず、小型電子機器についてはリサイクル（再生利用）を行っています。
- ・布類や小型家電は、それぞれ回収ボックスを設置して回収し、事業者を通じてリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）されています。

取り組みの方針	リユース（繰り返し使えるものの再使用や不用品の交換など）を促進するほか、再資源化できるものの有効利用に努めます。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①「5R」の考え方を普及させるとともに、リサイクルの仕組みや資源ごみの回収などに関する情報を広めます。 ②回収された資源ごみを適切にリユース、リサイクルします。 ③粗大ごみの分別と再資源化に努めます。 ④余ったもの、不要なものの交換などに関する情報を収集し、村民や事業者に広めます。
--------------	---

「5R」とは…

- ①Refuse（リフューズ）：断る…ごみになる不要なものは断る、買わないこと。
- ②Reduce（リデュース）：発生抑制…ごみの発生量が少ないものを必要な量だけ買うこと。
- ③Reuse（リユース）：再使用…繰り返し使ったり、不要なものを交換、寄付などすること。
- ④Repair（リペア）：修理…壊れたものなどを修理や部品交換して、長く使うこと。
- ⑤Recycle（リサイクル）：再生利用…不用になったものを資源として再生利用すること。

行動目標 3 環境と人にやさしい産業を広めよう

取り組み 1 環境保全型農業の推進

現状と課題

- ・国では、令和3（2021）年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な食料システムの構築に向けて、中長期的な観点から調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取り組みとカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーション（技術革新）を推進しています。
- ・鶴居村の農業は酪農が中心で、他に先駆けて乳質向上に取り組み日本一に輝くなど、高い評価を得ています。近年は、法人化を含めて経営の大規模化が進むとともに、大量に発生するふん尿などの有機物を堆肥として有効利用する、自然循環型の酪農経営も進められています。
- ・酪農経営の規模が拡大し、従来の家畜ふん尿処理に加え、搾乳施設などから排出される洗浄水の処理対策が進みつつあります。また、営農活動を通じて発生するプラスチック系廃棄物への対策が求められており、適切に回収、処理されるよう努めています。

取り組みの方針	持続可能な食料システムの構築に向けて、国が策定した「みどりの食料システム戦略」のめざす姿を実現するため、中長期的な観点から調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取り組みとカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを進めます。
---------	---

村民の取り組みと村の施策	①地域の実情に即した食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するためのさまざまな取り組みを検討します。 ②化学肥料や化学合成農薬の使用を減らすなど、環境への負荷が少なく安全・安心な、自然循環型のクリーンな農業の取り組みを進めます。 ③草地の改良や堆肥の施用などによる地力の向上を進め、質の高い自給飼料が安定確保されるよう努めます。 ④環境に配慮した農業用資材の利用を促進するとともに、営農活動により発生する廃プラスチックなどの農業系廃棄物の適正な処理に努めます。 ⑤家畜ふん尿処理施設の適切な維持管理と周辺環境の向上を促進します。
--------------	--

取り組み 2 家畜ふん尿の有効利用と臭気対策

現状と課題

- ・酪農経営の規模が拡大するなかで、ふん尿の発生量も増加し、その適切な保管と処理、活用が求められています。現在は、ふん尿を固液分離し、固体分はおが粉と混ぜて敷き料として活用したり、良質な有機質肥料（堆肥、液肥）にして循環利用するほか、バイオマスエネルギー（バイオガス）の原料としての活用にも取り組んでいます。
- ・その一方で、堆肥を農地にすき込む時期には、風向きなどにより臭気が問題視されるケースがあり、臭気の低減が課題となっています。農業協同組合の指導や農家の協力により改善もみられますが、引き続き、関係者が連携して臭気対策に取り組む必要があります。

取り組みの方針	臭気の低減に努めながら、家畜ふん尿の有機質肥料やバイオマスエネルギー原料としての活用など、自然循環型の有効利用を進めます。
---------	---

村民の取り組みと村の施策	①家畜ふん尿や堆肥を適切に保管するとともに、農地周辺への臭気に配慮した堆肥の施用（すき込み）に努めます。 ②家畜ふん尿を、臭気の少ない良質な敷料や有機質肥料にするための設備の導入に関しての情報提供に努めます。 ③家畜ふん尿から発生するメタンガスを利用した、バイオマスエネルギーの活用の検討を進めます。
--------------	---



取り組み 3 各産業分野における環境に配慮した経済活動の促進

現状と課題

- ・村内には、公害を発生したり、環境に深刻な影響を与えるような事業所はありませんが、近年、法人等による大型の太陽光発電システムが村内各地に造成され、森林や防災機能の保全、タンチョウなど野生生物の保護、景観面などへの影響も懸念されることから、不適切な開発行為や事業活動が行われないよう監視していく必要があります。
- ・来訪者や移住者が増加するなか、新たな事業所も開設されています。今後とも、関係団体と協力し、環境に配慮した商工業、観光・サービス業などの事業活動を広めていくことが必要です。

取り組みの方針	村の優れた自然環境を維持するとともに、地球環境の保全に貢献するため、商工業、観光・サービス業などの環境に配慮した事業活動を促進します。
---------	---



村民の取り組みと村の施策	①環境に影響をもたらす開発行為や事業活動に対する監視を強化するとともに、景観条例を制定するなど景観面などへの影響が懸念される事業活動の未然防止に努めます。 ②商工業関係団体との連携のもと、必要な情報提供や相談指導を行い、村内事業者による環境に配慮した事業活動を促進します。
--------------	--



「鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例」の概要

(令和4年1月1日施行)

■条例の目的

この条例は、地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業を促進するために、鶴居村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、住民の生活環境等についての適正な配慮に関する基本的な事項を定め、これに基づく施策を推進し、地域と共生して調和のとれた太陽光発電施設の利用の促進を図ることを目的とします。

■基本理念

本村の美しい景観、豊かな自然環境及び生活環境は、村民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、村民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の村民がその恵沢を享受することができるよう、村民の意向も踏まえて、その保持及び保全が図られなければなりません。

■対象となる太陽光発電施設

発電出力が10kW以上の太陽光発電施設（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10kW以上となる場合も含む。）。ただし、居住の用に供する建築物に太陽光発電設備を設置するものについては、本条例の対象となる太陽光発電施設から除かれます。

■責 務

〔鶴居村〕

条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を行います。

〔事業者〕

関係法令及びこの条例を遵守し、太陽光発電施設が及ぼす景観、自然環境及び生活環境等を考慮し、太陽光発電施設と地域との共生を図るために必要な措置を行うとともに、太陽光発電施設の適切な管理に努めることとします。

〔村民〕

村の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めることとします。

■太陽光発電事業を抑制する区域（抑制区域）

村長は、次に掲げる区域のうち必要があると認めるものを、太陽光発電事業を抑制する区域として指定し、事業者に対し事業区域に含まないように求めることができます。

- (1) 村を象徴する魅力的な景観として良好な状態を保つ必要がある区域
- (2) 豊かな自然環境を維持することが、地域における貴重な資源として認められる区域
- (3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (4) その他太陽光発電事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

※条例の全文は、資料編（71 ページ）に掲載。

基本目標Ⅲ みんなで環境と共生するむらづくりを進めよう

行動目標1 自然に親しみ、環境について学べる場を充実させよう

取り組み1 自然観察の場や自然に親しめる公園などの整備

現状と課題

- ・タンチョウの2大給餌場である鶴見台と（公財）日本野鳥の会が管理する「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」は、タンチョウの観察の場として広く知られ、多くの人々が訪れています。それぞれ環境省から委託を受けて、主に冬期間の給餌を行っています。
- ・釧路湿原は、自然保護と安全面の理由から、広い範囲で立ち入りが制限されていますが、環境省の「温根内ビジターセンター」周辺には自然探勝木道（温根内木道）が整備され、湿原の生態系を観察することができます。
- ・村では、森林公園とオートキャンプ場からなる「つるい村民の森」を整備しているほか、フットパスコース（森林や農村風景などを楽しみながら歩く小径）を整備しました。また、「鶴居運動広場」とこれに隣接する「つるいキャンプ場」も、緑と水に身近にふれあえる場として親しまれ、「鶴居どさんこ牧場」では、釧路湿原国立公園などの大自然をホーストレッキング（乗馬による散策）で楽しむことができます。
- ・このほか近年は、自然観察や農業体験ができる宿泊施設や飲食店なども増えています。

取り組みの方針	関係する機関・団体とも連携し、村の自然を観察できる場や身近に親しむことができる公園などを充実させていきます。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①近隣の住民や事業者などと連携し、自然保護や景観面に配慮しながら、鶴見台周辺の環境整備と安全対策を進めます。 ②関係する行政機関や団体などと連携しながら、「温根内ビジターセンター」周辺や「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」など、自然を学習したり観察できる場の整備に努めます。 ③「つるい村民の森」や「鶴居運動広場」「鶴居どさんこ牧場」など、自然に親しめる場の整備を進めます。 ④公共施設や学校、住宅、事業所周辺などの樹木の保全、造成に努めます。
--------------	---

取り組み2 地域の自然や環境問題について学べる機会の充実

現状と課題

- ・環境省が北海道に委託している「タンチョウ越冬分布調査」などが、小中学生を含む多くの村民の参加により毎年継続されています。
- ・村では、生涯学習の一環として、小中学生を対象に、自然とのふれあい活動も含めて年間コースで運営される「わんぱくアドベンチャークラブ」を継続的に開講し、小中学生による自主的な自然体験活動グループ「サルルンガード」も誕生しました。また、令和2（2020）年度から村民向けの「タンチョウ講座」を開講し、タンチョウに関する学習機会を提供するほか、学校教育においても、関係機関等の協力も得ながら、総合的な学習の時間などを活用して、釧路湿原やタンチョウなどに関する学習を積極的に行っています。
- ・村の取り組み以外でも、「温根内ビジターセンター」や「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」では、湿原の自然やタンチョウに関する展示、情報提供、体験的な普及教育などが行われています。
- ・このほか、村内には、地域の自然に関する情報提供やガイド、カヌーや歩くスキー、乗馬などアウトドア活動のサービスを行っている施設や人材が増えています。また、農業体験やファームステイの受け入れ組織として、酪農家が「鶴居村めぐりねっとわーく」を組織し、体験機会を提供しています。
- ・環境問題に関する学習機会として、学校でごみの最終処分場などの施設見学を行っています。また、高齢者対象の「寿大学」では、ごみの処理やリサイクルのしくみなどの学習を行っています。

取り組みの方針	村の自然に親しんだり観察・学習できる機会や、環境問題について学べる機会を充実させ、自然や環境問題への理解を深めます。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①村が行う学校教育や生涯学習のほか、関係する行政機関や団体などとも連携し、村民や来訪者が地域の自然を観察・学習できる機会を充実させます。 ②地球環境問題など、さまざまな環境問題に関する学習機会を充実させます。 ③自然や環境問題を題材とした各種イベントやコンテスト、展示・発表会などを充実させます。 ④村内の事業所などによる自然の紹介やエコツーリズム、アグリツーリズム（ファームインなど）を推進します。
--------------	--

行動目標 2 環境を守る体制を整えよう

取り組み 1 自然環境保全に関する組織や団体の育成

現状と課題

- ・昭和 60（1985）年に設立された「鶴居村タンチョウ愛護会」は、鶴見台や「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」、タンチョウのねぐらである音羽橋周辺の環境整備をはじめ、農業被害を防止するための器具の設置、タンチョウ越冬分布調査への協力など、タンチョウの保護や村民生活との共生をめざす活動を積極的に行っています。
- ・野鳥保護の全国組織（公財）日本野鳥の会が管理する「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」では、レンジャー（指導員）を配置して、タンチョウなどの野鳥保護、冬期間のタンチョウへの給餌、自然採食地づくり、生息地の保全などの活動を行っています。また、環境省の「温根内ビジターセンター」では、自然保護の啓発や湿原散策の情報提供、自然観察会などを実施しています。
- ・平成 30（2018）年には、タンチョウの保護に関連する各種団体などが参画する「鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議」を発足させ、官民が一体となり、各分野が連携して、タンチョウと共生するむらづくりをめざすこととしています。
- ・国立公園エリアの釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村で構成される「釧路湿原国立公園連絡協議会」では、国立公園の保護と自然とのふれあいを促進するための各種事業を行っています。また、平成 15（2003）年に施行された自然再生推進法に基づき、釧路湿原に関連する行政機関や各種団体などで構成される「釧路湿原自然再生協議会」が設立され、広域的な連携のもと、釧路湿原の保全・再生に向けた調査研究や普及啓発などを行っています。

取り組みの方針	自然環境保全に関する民間団体やボランティアを育成、活動支援するほか、関連する村内外の組織や団体との連携を強化し、活動に参画します。
---------	---

村民の取り組みと村の施策	①「鶴居村タンチョウ愛護会」など、タンチョウの保護で村民と行政をつなぐ民間団体の活動を支援するとともに、次代を担う若い世代の参画を促します。 ②地域の自然保護やリサイクルなど地球環境保全に関する各種団体等を育成し、活動を支援するとともに、ボランティアの確保に努めます。 ③「温根内ビジターセンター」や「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」の機能が維持・拡充されるよう働きかけ、地域との連携に努めます。 ④「釧路湿原国立公園連絡協議会」や「釧路湿原自然再生協議会」に参画して、釧路湿原の保全・再生と適正な利用に向けた広域的な取り組みを進めます。
--------------	---

取り組み 2 指導者の育成、確保

現状と課題

- ・湿原やタンチョウなどの保護に関する指導者として「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」や「温根内ビジターセンター」に専門的な職員が配置されているほか、北海道アウトドアガイドをはじめ、自然生態系やその保護、観察、撮影、野外活動、農林業などに精通した人材が村内に多数在住しています。
- ・村では、平成 30（2018）年度から教育委員会に「自然専門員」を配置し、自然の体験学習や普及啓発活動などを充実させ、未来を担う小中学生の育成や一般住民の活動参加の拡大、各種団体等の相互連携の強化などを進めています。
- ・小中学生による自然体験活動グループ「サルルンガード」では、経験を有する中学生が小学生の指導にかかわるなどの流れができています。その一方で、村内に高校がないこともあり、各種活動に高校生年代をはじめ若い年代層の参加が少ないといった課題があります。
- ・村外にも、湿原やタンチョウなどの保護や調査研究、アウトドア活動などを通じて、さまざまな研究者や専門家、指導者などとのつながりが広がっており、そのような人たちとの連携を強め、村の事業や活動に協力を求めていることが望まれます。

取り組みの方針	地域の自然保護やアウトドア活動、地球環境保全などに関する指導者やリーダーを育成、確保するほか、そのような人材を有効に活用します。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①自然の保護・活用や地球環境保全に関する知識・技術を学び、行動力を高めることができる機会を各年代の村民に提供し、地域におけるボランティア、指導者、リーダーを育成します。 ②自然保護やアウトドア活動などに関する地域の人材を発掘し、学校教育や生涯学習事業などで積極的に活用します。 ③村外を含めて、自然保護や地球環境保全などに関する専門的な知識や資格を有する人材の確保と連携に努めます。
--------------	--



行動目標 3 情報を発信し、ネットワークを広げよう

取り組み 1 鶴居村の環境に関する情報発信、イベントの充実

現状と課題

- ・鶴居村の環境に関する情報は、村のホームページを中心に村内外に提供されています。釧路湿原やタンチョウに対しては外国人の関心も高く、来訪する外国人も増えていることから、ホームページの情報は英語、韓国語、中国語にも翻訳されています。また、情報ネットワークが多様化するなか、フェイスブックなどの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信も行っています。
- ・村民に対しては、ホームページのほか、月 1 回発行の広報紙やチラシ、IP 告知放送などで情報提供しています。広報紙では、「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」の協力を得てタンチョウに関する情報を連載しているほか、釧路湿原やタンチョウをはじめ、村の自然や環境に関する情報を積極的に掲載しています。
- ・環境に関するイベントとしては、タンチョウフェスティバル、タンチョウクイズを継続しているほか、村（行政）や村内外の各種団体、関係機関などが、自然保護や地球環境保全に関するイベントや会議などを行っています。平成 29（2017）年には、日本各地のラムサール条約登録湿地周辺で自然保護活動などに関わる小学 4～6 年生が交流し、自然体験を行う「KODOMO ラムサール in 鶴居村」を開催しました。

取り組みの方針	ホームページや SNS などを有効に活用するほか、効果的なイベントを開催、誘致するなどして、村の環境に関する情報を積極的に発信していきます。
---------	--



村民の取り組みと村の施策	①村内向けに、村のホームページや SNS、広報紙、IP 告知放送などを有効に活用して、自然保護や地球環境保全に関する情報提供を充実させます。 ②村外向けに、村のホームページや SNS などの情報ツールを充実させるほか、関係機関、団体、事業者などと連携し、地域の自然や保護活動などに関する情報を積極的に発信していきます。 ③既存のイベントを充実させるほか、自然の保護・活用や地球環境保全に関する広域的なイベントや会議、研究会などの誘致に努めます。
--------------	---

取り組み 2 来訪者への効果的な情報提供

現状と課題

- ・来訪者に鶴居村の自然や農林業の歴史、酪農などの情報を伝える村有の施設として、図書室を併設した「鶴居村ふるさと情報館」があり、このほか、環境省の「温根内ビジターセンター」、（公財）日本野鳥の会が管理する「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」では、釧路湿原やタンチョウなど地域の自然に関する専門的な情報を提供しています。
- ・地域の自然や観光に関する情報媒体は、村や観光協会が作成した各種ガイドブック、リーフレットがあり、民間の宿泊施設などが作成したリーフレットとともに、主要な観光、環境拠点施設に配置されています。また、飲食店や宿泊施設などでも、それぞれの方法で自然や観光に関する情報が来訪者に提供されています。
- ・平成 28（2016）年には、「鶴居タンチョウプラザ（つるぼーの家）」をオープンさせ、ワンストップ型の総合的な情報拠点としての機能を担っています。
- ・村内の主要な展望、観光ポイントなどに案内看板、説明板等を設置し、来訪者に注意喚起を含めた各種情報を提供しているほか、自然の保護や体験、学習活動などの拠点となる場所に、フリー Wi-Fi スポットを設置しています。
- ・リーフレットや看板、ホームページなどでは、「つるい C I」のロゴデザインが広く使用され、統一感が生まれています。

取り組みの方針	村民が来訪者に親切に接し、地域の情報を効果的に提供するほか、村内における情報提供の機能を充実させていきます。
---------	--



村民の取り組みと村の施策	①来訪者に親切に接し、的確な情報提供や注意喚起ができるよう、村民一人ひとりが意識と知識を高めるとともに、タンチョウに関するボランティアガイドなどの仕組みづくりについて検討します。 ②村の自然や観光、エコツアー、農林業体験、移住・定住などに関する総合的な情報拠点「鶴居タンチョウプラザ（つるぼーの家）」をはじめ、ふるさと情報館、観光協会での情報提供の充実に努めます。 ③村内の関係機関、団体、民間事業所などの相互連携を強化し、情報の共有化と相互の情報提供に努め、来訪者に村の情報を効果的に提供していきます。 ④来訪者が効率的に、安全に、自然環境を損なうことなく村内を巡り、村の良さを実感できるよう、景観や自然環境に配慮した誘導標識、案内看板、説明板、Wi-Fi スポットなどを整備し、的確な情報更新に努めます。
--------------	--

取り組み 3 村外とのネットワークづくり

現状と課題

- ・鶴居村は、釧路湿原やタンチョウの保護に関連して、環境省（釧路自然環境事務所、温根内ビジターセンター）や国土交通省（釧路開発建設部）、北海道（釧路総合振興局）などの行政機関や、（公財）日本野鳥の会などの各種団体と連携をはかっているほか、釧路湿原国立公園連絡協議会、釧路湿原自然再生協議会などの広域的な組織に参加し、各種事業に取り組んでいます。
- ・鶴居村も参加している釧路国際ウェットランドセンターは、釧路地域にある4つのラムサール条約登録湿地にかかわる行政機関や大学、各種団体、専門家などで構成され、湿地の保全と持続的な活用に関する普及啓発や技術の向上、国際協力などに取り組んでいます。
- ・このほか、地域の美しい自然や景観を守り、共同でPR事業などを進めている全国組織「日本で最も美しい村」連合に加盟し、相互の連携や共同的な事業に取り組んでいます。
- ・釧路湿原やタンチョウなどで結びついた、さまざまな団体や個人とのネットワークが広がりつつあり、「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」では、タンチョウの保護活動を支援するファンクラブを創設しているほか、タンチョウの自然採食地づくりへの全国からのボランティアの受け入れを行っています。また、村では「ふるさと納税」の制度を活用して全国から寄付金を募り、湿原などの自然環境保全やタンチョウの保護、来訪者の受け入れ環境整備などに活用しています。

取り組みの方針	自然環境保全や美しいむらづくりに関する各種機関・団体との連携を強化するほか、村外の個人や団体との効果的なネットワークづくりを進めます。
---------	---

村民の取り組みと村の施策	①地域の自然保護や地球環境保全に関する村内外の関係行政機関、各種団体などとの連携を一層強化します。 ②「日本で最も美しい村」連合の活動に積極的に参加するとともに、加盟町村との連携や情報交換を進めます。 ③釧路湿原やタンチョウなどによってつながりのできた村外の自治体や学校（児童生徒）、大学（研究室やサークル）、団体や個人とのネットワークを広げ、交流や連携を深めます。 ④村外の人たちが村民とふれあいながら村の自然保護活動にボランティアで参加できる機会をつくるとともに、「ふるさと納税」の制度などを活用した資金面での支援参加を促します。
--------------	---

取り組み 1 環境と共生する活動を通じた地域のイメージアップ

現状と課題

- ・釧路湿原やタンチョウは日本の美しい自然を象徴するものであり、その保護活動に地域ぐるみで取り組んできた鶴居村は、景観面や活動面でも、「鶴が居る村」として良好なイメージを持たれています。
- ・村では、「四季の詩が流れる大地～神舞う、ふるさと鶴居村～」をキャッチフレーズとする「地域C I（イメージ戦略）」に取り組み、ロゴデザインの普及や景観づくりなどを進め、定着させてきました。また、平成20（2008）年には「日本で最も美しい村」連合に加盟し、「美しい村」としてのイメージも広がりつつあります。
- ・先人から引き継がれてきた環境との共生に関する取り組みを今後も継承、発展させていくために、活動の足跡やノウハウを伝承し、未来につなげていくことが必要です。

取り組みの方針	タンチョウ保護の取り組みなど、環境との共生をめざす活動を通じて、地域のイメージと村民の誇りを高めていきます。
---------	--

村民の取り組みと村の施策	①村民一人ひとりが地域に対する理解を深め、自分の村に誇りを持ち、来訪者や村外に対して村の良さを積極的に伝えていきます。 ②ロゴデザインなど「つるいC I」の取り組みを継続するとともに、釧路湿原やタンチョウの保護、「日本で最も美しい村」連合の取り組みと結びつけた、鶴居村の良好なイメージの一層の向上と普及に努めます。 ③タンチョウ保護の取り組みなど、環境との共生を進めてきた村の歴史やノウハウを記録保存し、村の内外に伝え、新たな活動へとつなげていきます。
--------------	---



現状と課題

- ・村の貴重な自然を守っていくうえで、村民の生活や経済活動に制約や負担が生じたり、農作物の食害などの被害が発生する場合があります。
- ・地域の自然保護と村民の暮らし、経済活動を両立させるため、タンチョウの食害防止対策や家畜ふん尿、搾乳洗浄水の処理対策などに取り組んでいます。しかし、タンチョウの生息数が増加するなかで、環境省の方針により冬期間の給餌量が減らされたことで食害の拡大が懸念されており、関係機関や団体などが連携し、各農家の協力を得ながら、いかにして被害を最小限にとどめるかが課題となっています。
- ・村では、タンチョウと共生するむらづくりに地域一丸となって取り組むため、平成 30（2018）年に、関係する団体などが参画する「鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議」を発足し、タンチョウの保護や農業との共生、地域振興、地域住民のかかわり方について「タンチョウ鶴居モデル」を定め、その実現をめざすこととしました。
- ・環境問題が地球規模で拡大し、自然環境に対する国内外の関心が高まるなかで、鶴居村への来訪者や移住者が増え、新たな宿泊施設や飲食店などの立地も進みました。今後も、自然保護の取り組みと村民の生活や地域産業が共存する、より一層の魅力と活力のあるむらづくりをめざす必要があります。

取り組みの方針	環境との共生に向けた取り組みと村民の暮らしや経済活動を両立させ、定住人口の確保や産業の活性化など、地域の活力向上に結びつけていきます。
---------	---



村民の取り組みと村の施策	①地域の自然保護や地球環境保全に関する取り組みと村民の暮らし、経済活動を両立させます。 ②農家の理解と協力を得ながら、タンチョウによる農業被害を減らすための対策を進めます。 ③環境と共生するむらづくりの取り組みを、地場産品の付加価値向上や販売促進、来訪者による村内消費の拡大、移住・定住の促進に結びつけていきます。
--------------	--



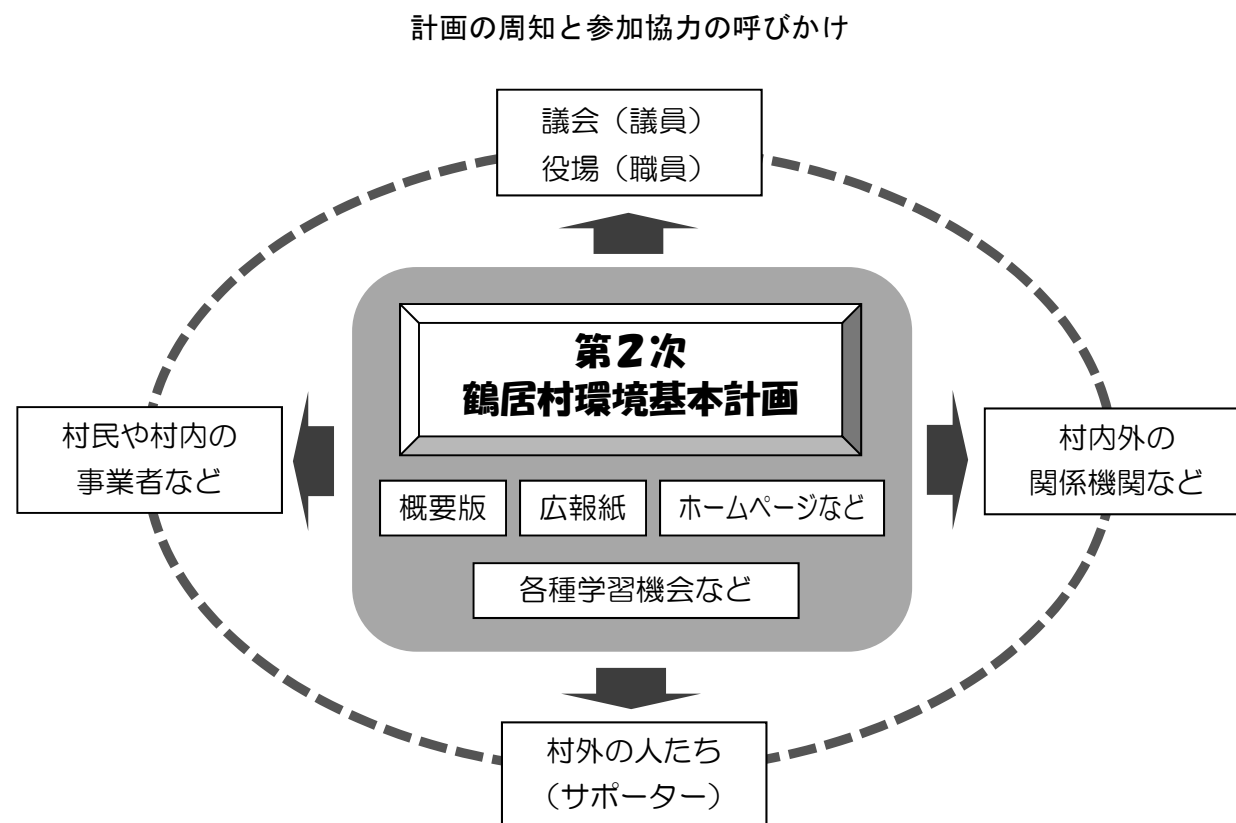
5 計画の推進に向けて

（１）計画の普及

村民の参画（アンケートを通じた意向・提案、環境審議会による審議など）を経て策定されたこの計画は、「村民」「事業者」「行政（村）」、そして来訪者を含めた「村外の人たち」にも協力を求め、それぞれが役割を担いながら進めていくことになります。決して「行政（村）」だけで計画を進めていくことはできません。

そのため、まず、この計画が策定されたことを、庁内（役場）はもとより村民や事業者などに知らせ、それぞれに期待される取り組み内容を広め、計画推進への参加協力を呼びかけていくことが重要です。

そこで、この計画の概要版を別途作成し、村内の全世帯に配布するほか、広報紙や村のホームページ、各種学習機会などを通じて、計画が策定されたことや計画の概要を紹介します。また、関係する行政機関や各種団体にも計画の推進に向けて協力を求めるとともに、ホームページなどを通じて、村外の人たちにも参加協力を呼びかけていきます。



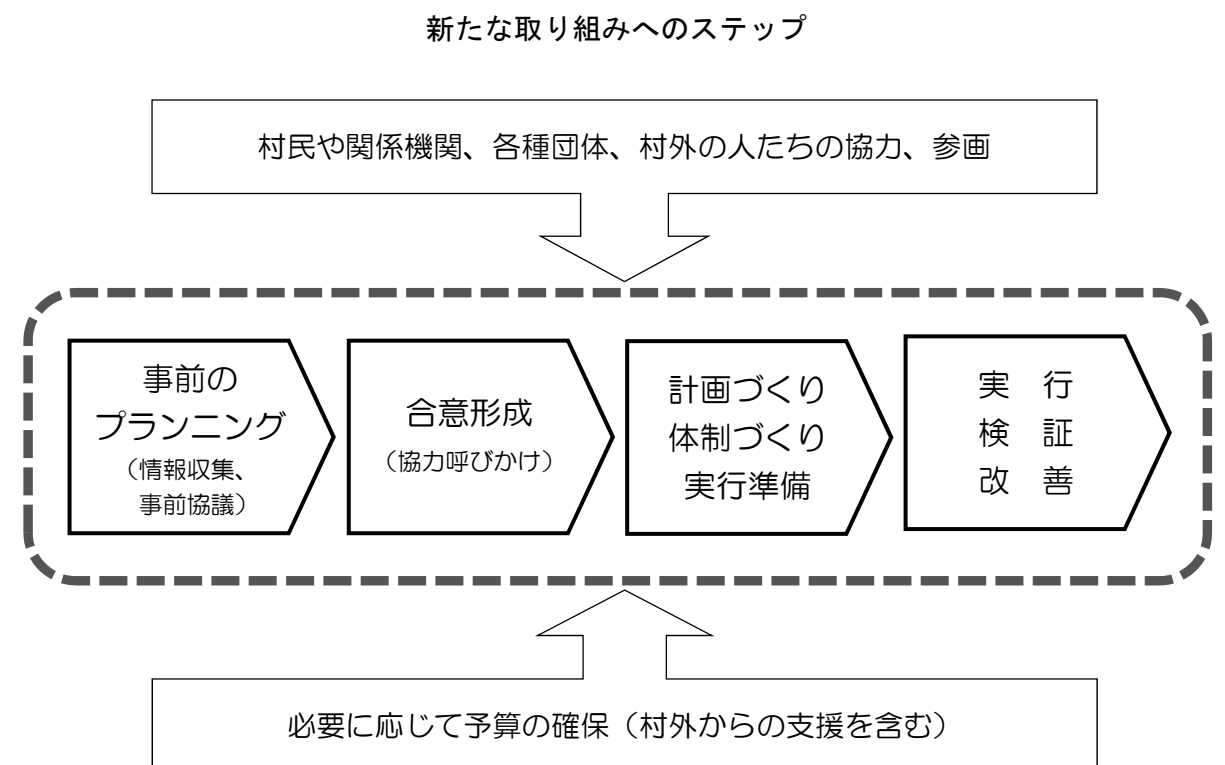
（２）計画の推進

この計画に位置づけられた取り組みのなかには、すでに実行されていて、今後も継続し、充実させていくことや、新たに取り組んでいくことなどがあります。

特に、新たな取り組みについては、新規に予算が必要なもの、村民などのコンセンサス（合意形成）を得なければならないもの、体制づくりなどの準備が必要なもの、関係機関や村外の人たちの協力を得なければならないことなど、実行までにクリアしなければならない課題があります。また、すぐに実行が可能なものと、10年の計画期間のなかで実現に向けて継続的に努力していくものがあります。

そのため、広報紙などを通じて、この計画の取り組み内容や進捗状況を適宜PRし、計画期間の間、この計画を忘れることなくみんなで共有・尊重し、協力しあいながら、長期的な視野を持って1つ1つの取り組みを着実に進めていくこととします。

また、行政（村）は、年度予算の編成において、この計画にかかわる予算の確保に努めるとともに、計画の実施に向けて関係機関などに協力を呼びかけていくこととします。

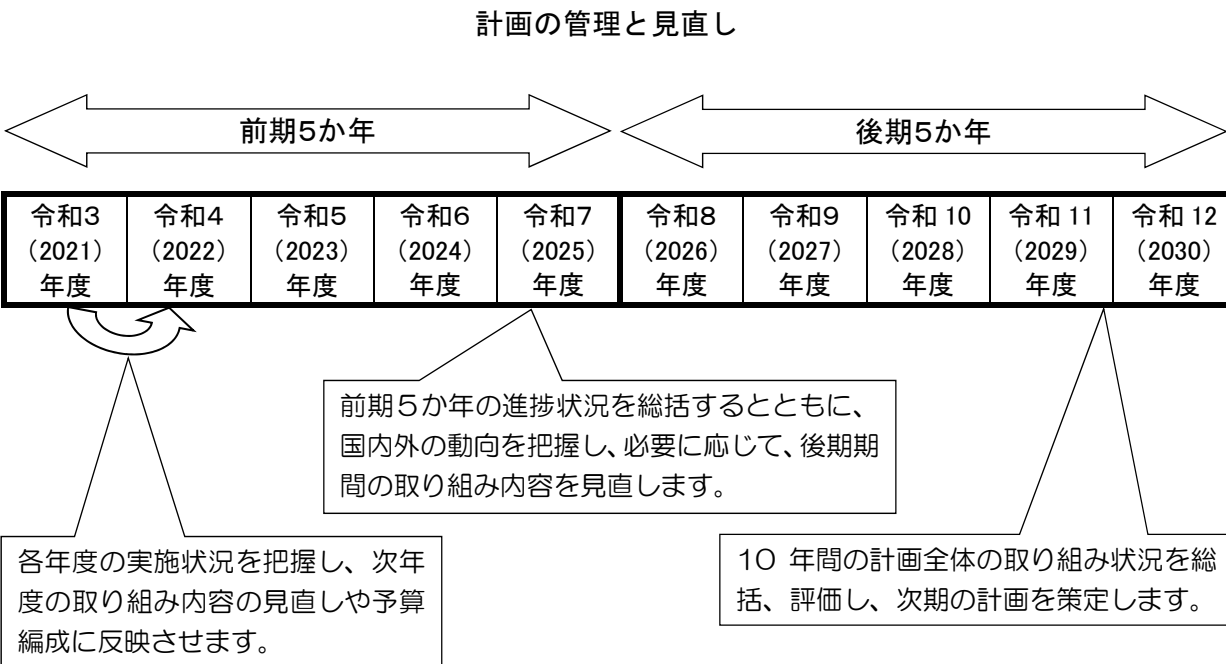


(3) 計画の管理と見直し

行政（村）は、この計画の進行管理を行います。毎年度、この計画に沿った取り組みがどの程度実行されたかを把握し、その結果を踏まえて、次年度の取り組み内容の見直しや新たな事業の立案、予算編成に反映させていきます。実施した取り組み内容や次年度の予定については、必要に応じて、広報紙などを通じて村民などに周知します。

この計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間としていますが、前期5か年の終了年次である令和7（2025）年度には、前期5か年（令和7年度の予定を含む）の進捗状況を総括して「環境審議会」に報告し、後期期間の取り組みについて意見を求めます。この時点において、村や国内外の動向の変化などにより必要と判断された場合には、後期期間の取り組み内容を見直します。

そして、令和11（2029）年度から令和12（2030）年度にかけて、10年間の計画全体の取り組み状況を総括、評価し、次期の計画を策定します。



資料

- (1) 計画策定の過程
- (2) 鶴居村環境審議会委員等名簿
- (3) 鶴居村環境基本条例
- (4) 鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例
- (5) 環境年表（環境保全に向けた世界と日本の主な歩み）

(1) 計画策定の過程

〔 鶴居村環境基本計画策定の経過 〕

年月日	内 容
【令和2年】	
9～10月	■現行計画（後期期間）の検証シートの実施
10～11月	■「鶴居村の環境についてのアンケート」の実施 対象：全世帯（世帯に1票配布し、高校生年代以上に回答依頼） 配布・回収方法：郵送による配布・回収 配布数：1,197票 回収数：536票（回収率44.8%）
11～12月	■鶴居村環境審議会委員の公募、推薦依頼 村民（公募）：4名 学識経験者：1名 関係機関等：5名（合計10名）
【令和3年】	
1月29日	■第1回環境審議会開催 委嘱、会長・副会長の選出 鶴居村環境基本計画（現行計画）の検証結果報告 環境に関するアンケートの結果報告など
4月13日	■第2回環境審議会開催 第2次鶴居村環境基本計画案の諮問 今後の進め方について 第2次鶴居村環境基本計画案について 1 計画の趣旨 2 鶴居村の環境の概況と課題 3 計画の目標
6月30日	■第3回環境審議会開催 第2次鶴居村環境基本計画案について 4 環境との共生をめざすむらづくりの取り組み （基本目標Ⅰ）
8月30日※	■第4回環境審議会開催 （※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため書面会議形式により開催） 第2次鶴居村環境基本計画案について 4 環境との共生をめざすむらづくりの取り組み （基本目標Ⅱ・Ⅲ）
12月 3日	■第5回環境審議会開催 第2次鶴居村環境基本計画案について（総括審議）
12月24日	■第2次鶴居村環境基本計画案の答申

(2) 鶴居村環境審議会委員等名簿

〔 鶴居村環境審議会 委員名簿 〕

氏 名	区 分	備 考
山 崎 達 生	村民（一般公募）	
山 田 佳 奈	村民（一般公募）	
嶋 崎 誠	村民（一般公募）	
柏 木 茂	村民（一般公募）	
小 林 聡 史	学識経験を有する者（釧路公立大学 教授）	
白 木 良 雄	関係機関等の役職員 （釧路丹頂農業協同組合 常務理事）	会 長
和 田 正 宏	関係機関等の役職員 （NPO 美しい村・鶴居村観光協会 理事長）	
松 井 洋 和	関係機関等の役職員 （鶴居村森林組合 代表理事組合長）	
澁 田 智 弘	関係機関等の役職員（鶴居村商工会 理事）	
佐々木 泰 三	関係機関等の役職員（鶴居村建設業協会 会長）	副会長

〔 オブザーバー 〕

氏 名	区 分	備 考
長 尾 法 明	鶴居村副村長	
和 田 彰	鶴居村企画財政課むらづくり推進係長	
寺 島 圭 亮	鶴居村産業振興課農政係長	
音 成 邦 仁	鶴居村教育委員会社会教育課 タンチョウ自然専門員	

〔 事務局 〕

氏 名	区 分	備 考
高 岡 健一郎	鶴居村住民生活課長	
川 端 崇 雄	鶴居村住民生活課長補佐	

※令和3（2021）年12月31日現在。

(平成 21 年 3 月 18 日条例第 8 号)

鶴居村環境基本条例

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 基本方針（第 7 条～第 13 条）

第 3 章 環境審議会（第 14 条～第 18 条）

附則

鶴居村は、雪裡川、幌呂川、久著呂川の流域に広がる耕地と、日本一広大な釧路湿原からなる村です。

大自然が与えてくれた豊かな大地と雄大な景観に恵まれたこの村は、私たちだけでなくタンチョウをはじめ動植物にとってかけがえのない生活の場となっています。

経済の豊かさ生活の便利さを追求する一方で、環境に及ぼす影響が地球規模で問題となるなか、これまでと同様に自然と共存できる生活を次世代へ引き継いでいくためにはどうすべきか改めて考えることが大切です。

今一度、身の回りに広がる自然環境が大切な財産であることを認識し、これらを守ってきた先人の知恵や姿を学びながらいつまでも鶴が舞う村を守り続けていくために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全が健康で快適な生活を営むことのできる循環型社会を創り、良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「環境」とは、自然環境をはじめ、生活環境、歴史・文化的環境などをいう。

- (2) 「地球環境」とは、地球全体又は村を超えた広範な部分に係る環境のことをいう。
- (3) 「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響、環境を保全する上で支障となるおそれのあるものをいう。
- (4) 「環境の保全」とは、村の環境保全、地球環境の保全(地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、生態系の破壊など地球規模での環境に係る保全)も含めたことをいう。
- (5) 「公害」とは、環境への負荷のうち事業活動その他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など人の健康や生活環境に被害が生ずることをいう。
- (6) 「循環型社会」とは、廃棄物等の発生の抑制、資源の循環的な利用、廃棄物の適正な処分などにより、天然資源の消費を抑制し環境への負荷が低減される社会をいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、村民が良好で豊かな環境の恵みを享受するとともに、将来の世代に引き継がれていくよう適切に行われなければならない。また、人類共通の課題である地球環境の保全に直結するものであり、村民及び事業者が自らの問題と認識し、すべての事業活動と日常活動において推進しなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を確保することや、日常生活、事業活動において環境への負荷を減らし循環型社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組みによって行われなければならない。

（村の責務）

第 4 条 村は、環境への負荷の低減を図るため、村内においての廃棄物の減量、資源やエネルギーの有効で循環的な利用を促進される責務を有する。

2 村は、自らの事業活動を行うにあたっては、環境への負荷を低減し資源やエネルギーの有効で循環的な利用に努めるものとする。

（村民の責務）

第 5 条 村民は、日常生活において環境への負荷を低減すると共に公害の防止、自然環境の適正な保全、エネルギーの有効で循環的な利用を促進させる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか村民は、環境の保全等について村や地域社会と協働するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うにあたって環境への負荷を低減するとともに、その活動に伴って公害が生ずることを防止し自然環境を適正に保全するため、その必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、自らの事業活動に従事する者に対し、環境の保全等に関する教育及び指導に努めるものとする。

3 事業者は、前項に定めるもののほか村や地域社会と協働して積極的に環境の保全と創造に努めるものとする。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第7条 村は、基本理念に基づき、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の自然環境の保全等に関すること。

(2) 森林、湿原、農地をはじめとした多様な自然環境の体系的な保全と生物の多様性の確保に関すること。

(3) 人と自然との触れ合いの確保に関すること。

(4) 自然が生み出す良好な景観の形成や地域の歴史文化に関わる環境の保全に関すること。

(5) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源やエネルギーの循環的な利用など環境への負荷の低減に関すること。

(6) 地球の温暖化防止等地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画の策定)

第8条 村長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境保全等に関する総合的かつ長期的、短期的な目標及び施策の方向

(2) 環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、村民等の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 村長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(規制等による措置)

第9条 村は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるものに対して、規制等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、村は環境保全等を図るうえで支障となる行為に対して、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

(誘導等による措置)

第10条 村は、村民及び事業者等が環境への負荷の低減や環境の保全と創造に努めるよう誘導する必要があるときは、適正な助成をはじめその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者との協定等の締結)

第11条 村は、事業活動に伴う環境保全上の支障を防止するために必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第12条 村は、環境の保全等を図るために広域的な取り組みを必要とする施策について、国、北海道及びその他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(情報の収集及び共有)

第13条 村は、村民及び事業者等の協力により、環境の状況をはじめその他環境の保全等に関する必要な情報を収集し、相互に共有できるよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(鶴居村環境審議会)

第14条 環境の保全と創造に関する必要な事項を調査審議するため、村長の付属機関として鶴居村環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

(2) 公害の防止に関する基本的事項

(3) その他環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、村長に答申するとともに、必要があると認めるときは、村長に意見を述べることができる。

（令和３年 12 月 17 日条例第 31 号）

鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業を促進するために、鶴居村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、住民の生活環境等についての適正な配慮に関する基本的な事項を定め、これに基づく施策を推進し、地域と共生して調和のとれた太陽光発電施設の利用の促進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 本村の美しい景観、豊かな自然環境及び生活環境は、村民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、村民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の村民がその恵沢を享受することができるよう、村民の意向も踏まえて、その保持及び保全が図られなければならない。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備をいう。
- （２） 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置する事業又は太陽光発電設備を設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業をいう。
- （３） 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- （４） 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- （５） 周辺関係者 事業区域の境界から 100 メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者、事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 に規定する地縁による団体、その他これに類する団体をいう。

（村の責務）

第 4 条 村は、第 1 条に定める目的及び第 2 条に定める基本理念に基づき、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、関係法令等を遵守するとともに、太陽光発電施設を設置するに当たり、太陽光発電施設が及ぼす景観、自然環境及び生活環境等を考慮し、太陽光発電施設と地域との共生を図るために必要な措置を行わなければならない。
２ 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないように、太陽光発電施設の適切な管理に努めなければならない。

（組織等）

- 第 15 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- ２ 前項に定めるほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
 - ３ 審議会の委員及び特別委員は、次に掲げる者の中から村長が委嘱する。
 - （１） 村民
 - （２） 学識経験を有する者
 - （３） 関係機関等の役職員
 - （４） その他村長が適当と認める者
 - ４ 審議会の委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - ５ 審議会の委員の再任は妨げない。
 - ６ 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

- 第 16 条 審議会に会長及び副会長を置く。
- ２ 会長及び副会長は、委員の互選とする。
 - ３ 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - ４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第 17 条 審議会の会議は、会長が招集する。
- ２ 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - ３ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

- 第 18 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。
- ２ 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
 - ３ 部会に部会長を置き、所属委員の互選により選出する。
 - ４ 部会長は、部会の事務を総理する。
 - ５ 部会長に事故があるときは、あらかじめ、部会長が指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(村民の責務)

第6条 村民は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念に基づき、村の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 村長は、次に掲げる区域のうち必要があると認めるものを、太陽光発電事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定し、事業者に対し事業区域に含まないよう求めることができる。

- (1) 村を象徴する魅力的な景観として良好な状態を保つ必要がある区域
 - (2) 豊かな自然環境を維持することが、地域における貴重な資源として認められる区域
 - (3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
 - (4) その他太陽光発電事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域
- 2 村長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。
- 3 第1項の抑制区域は、規則で定める。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに掲げる事業については適用しない。

- (1) 総発電出力が10キロワット未満の太陽光発電事業（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を除く。）
- (2) 居住用建築物に太陽光発電設備を設置する事業

(周辺関係者への説明)

第9条 事業者は、村内において太陽光発電事業を実施しようとするときは、次条に定める届出に先立って、当該事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明等を行うなど、当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の周知を行うにあたっては、事業者は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

(届出)

第10条 事業者は、村内において太陽光発電事業を実施しようとするときは、当該設置工事に着手しようとする日の60日前までに、前条第1項の当該事業区域の周辺関係者への太陽光発電施設の設置に関する周知状況を記録した書類を添えて、太陽光発電施設の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定めるところにより、村長に届け出なければならない。

- 2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
 - (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
 - (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状

(4) 太陽光発電施設の設置する位置、構造及び発電出力

(5) 太陽光発電施設の保守点検及び維持管理計画

(6) 太陽光発電施設の撤去及び処分に関する計画

(7) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち、前項第2号から第4号まで、又は第7号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を村長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち第2項第1号、第5号又は第6号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく当該変更後の事業計画を村長に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしてしなければならない。

5 村長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し意見を求めることができる。

(施設基準)

第11条 村長は、太陽光発電施設が地域と共生を図るために必要な太陽光発電施設の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）を定めるものとする。

2 施設基準には、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。

- (1) 太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の環境の保全に関する事項
- (2) 太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項
- (3) 太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項
- (4) 太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(工事完了の届出)

第12条 第10条の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも同様とする。

(廃止の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業計画に定めた撤去及び処分が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、村長に届け出なければならない。

(維持管理)

第 14 条 事業者は、災害に備えるとともに生活環境等の保全上に支障が生じないよう、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(報告の提出)

第 15 条 村長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第 16 条 村長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

- 第 17 条 村長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。
- 2 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる。
 - (1) 事業者が第 10 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
 - (2) 事業者が正当な理由なく第 10 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。
 - (3) 事業者が第 12 条、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
 - (4) 事業者が適正な維持管理を怠り事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。
 - (5) 事業者が第 15 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、前条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前条第 1 項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (6) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第 18 条 村長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

- 2 村長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国等の特例)

第 19 条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人が行う太陽光発電事業は、この条例を適用しない。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその設置工事に着手する太陽光発電事業について適用する。ただし、この条例の施行の日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー電気事業計画の認定を受けた太陽光発電事業は、第 7 条の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に設置し、若しくは設置工事に着手している太陽光発電施設の増設若しくは更新することにより当該太陽光発電事業が、第 3 条第 2 号に該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。
- 4 第 10 条各項の規定による届出及びこれらに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、同条各項の規定の例により行うことができる。

(5) 環境年表（環境保全に向けた世界と日本の主な歩み）・・・・・・・・・・

	世界の動き	日本の動き
昭和 42 年 (1967)		・「公害対策基本法」施行
昭和 43 年 (1968)		・「大気汚染防止法」「騒音規制法」施行
昭和 46 年 (1971)	・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な 湿地に関する条約（ラムサール条約）」採択	・「水質汚濁防止法」施行 ・環境庁発足（総理府の外局）
昭和 47 年 (1972)	・国連環境計画（UNEP）設立	・「自然環境保全法」施行
昭和 48 年 (1973)	・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国 際取引に関する条約（ワシントン条約）」採択	
昭和 60 年 (1985)	・「オゾン層の保護のためのウィーン条約」 採択	
昭和 62 年 (1987)	・「オゾン層を破壊する物質に関するモン リオール議定書」採択 ・環境と開発に関する世界委員会（国連ブル ントラント委員会）で、持続可能な開発の 理念が提唱	
昭和 63 年 (1988)	・気候変動に関する政府間パネル（IPCC） 設立	・「オゾン層保護法」施行
平成 2 年 (1990)		・「地球温暖化防止行動計画」策定
平成 4 年 (1992)	・国連環境開発会議（UNCED）（リオの地球 サミット）において、「気候変動枠組条約」 「生物多様性条約」採択	・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 存に関する法律」施行
平成 5 年 (1993)	・国連「持続可能な開発委員会」設置	・「環境基本法」施行
平成 6 年 (1994)		・「環境基本計画」策定
平成 7 年 (1995)	・気候変動枠組条約第 1 回締約国会議開催	・「容器包装リサイクル法」制定（平成 9 年一 部施行）（以降、各リサイクル法を順次施行） ・「生物多様性国家戦略」策定
平成 9 年 (1997)	・気候変動枠組条約第 3 回締約国会議におい て「京都議定書」採択	・「新エネルギー利用等の促進に関する特別 措置法（新エネ法）」施行
平成 10 年 (1998)		・「地球温暖化対策推進大綱」策定
平成 11 年 (1999)		・「地球温暖化対策推進法」施行
平成 12 年 (2000)		・新「環境基本計画」策定
平成 13 年 (2001)		・「循環型社会形成推進基本法」施行 ・「資源有効利用促進法（3R）」施行 ・環境省発足
平成 14 年 (2002)	・持続可能な開発に関する世界サミット（ヨ ハネスブルク・サミット）開催	・新「生物多様性国家戦略」策定 ・「エネルギー政策基本法」施行 ・「フロン排出抑制法」施行
平成 15 年 (2003)		・「自然再生推進法」施行 ・「循環型社会形成推進基本計画」策定 ・「鳥獣保護管理法」施行（旧法の全面改定） ・「環境教育等促進法」施行 ・「エネルギー基本計画」策定

	世界の動き	日本の動き
平成 16 年 (2004)		・「景観法」施行
平成 17 年 (2005)	・「京都議定書」発効	・「外来生物法」施行 ・「京都議定書」目標達成計画策定
平成 18 年 (2006)		・「第 3 次環境基本計画」策定
平成 19 年 (2007)		・「第 3 次生物多様性国家戦略」策定
平成 20 年 (2008)	・北海道洞爺湖サミット開催	・「エコソリューションズ推進法」施行 ・「生物多様性推進法」施行 ・「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」策定
平成 21 年 (2009)		・「バイオマス活用推進基本法」施行
平成 22 年 (2010)	・生物多様性条約第 10 回締約国会議におい て「生物多様性戦略計画 2011-2020」お よび「愛知目標」採択	・「生物多様性国家戦略 2010」策定
平成 24 年 (2012)	・持続可能な開発会議（リオ+20）開催	・「第 4 次環境基本計画」策定 ・「生物多様性国家戦略 2012-2020」策定
平成 25 年 (2013)	・「水銀に関する水俣条約」採択	・「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」策定
平成 27 年 (2015)	・国連サミットにおいて「持続可能な開発の ための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択 ・気候変動枠組条約第 21 回締約国会議にお いて「パリ協定」採択	・温室効果ガス削減「日本の約束草案」発表 （2030 年に 2013 年度比 26%削減）
平成 28 年 (2016)	・「パリ協定」発効	・「地球温暖化対策計画」策定
平成 30 年 (2018)	・気候変動に関する政府間パネルにおいて、 気温上昇を 1.5 度未満にするため、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロに する必要があると報告	・「第 5 次環境基本計画」策定。「地域循環共 生圏」を提起 ・「気候変動適応計画」策定 ・「気候変動適応法」施行
令和元年 (2019)	・G20 大阪サミットで、海洋プラスチックご みによる新たな汚染ゼロをめざす「大阪プ ルー・オーシャン・ビジョン」が合意	・「プラスチック資源循環戦略」「海洋プラス チックごみ対策アクションプラン」策定 ・「食品ロス削減推進法」施行
令和 2 年 (2020)	・生物多様性条約事務局が、「ポスト 2020 生物多様性枠組 0.2 ドラフト（ポスト愛知 目標の草案）」を公表	・首相が「2050 年までに温室効果ガス排出 の実質ゼロ（カーボンニュートラル）をめ ざす」ことを表明 ・「2050 年カーボンニュートラルに伴うグ リーン成長戦略」策定
令和 3 年 (2021)	・米国主催の気候変動サミットで、各国が温 室効果ガス排出量の新たな削減目標を発表 ・生物多様性条約第 15 回締約国会議【第 1 部】において、「ポスト 2020 生物多様性 枠組（ポスト愛知目標）」の採択に向けた「昆 明宣言」を採択	・首相が気候変動サミットにおいて、温室効 果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年 度比 46%削減を表明 ・脱炭素化などの環境負荷軽減や SDGs に 対応し、持続可能な農林水産業の構築をめ ざす「みどりの食料システム戦略」策定 ・温室効果ガス排出量の新たな削減目標も踏 まえ、「地球温暖化対策計画」改訂、「第 6 次エネルギー基本計画」策定

“日本で最も美しい村”
第2次鶴居村環境基本計画

発行日 令和3（2021）年 1 2月
発 行 鶴居村
編 集 鶴居村役場 住民生活課
〒085-1203 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
Tel：0154-64-2113 Fax：0154-64-2577



四季の詩^{うた}が流れる大地
～ 神舞う、ふるさと鶴居村～

